

平成14年4月8日
日本銀行考査局

本邦金融機関による経営課題への対応状況

(はじめに)

[要旨]

1. 金融機関経営の現状

- (1) 期間収益力と不良債権処理
- (2) 株式関係損益
- (3) 経営体力

2. 経営課題への対応の進捗状況

- (1) 信用リスク管理 資産内容の改善
 - (2) 市場リスク管理 大手行の株式保有リスク対策等
 - (3) オペレーショナル・リスク管理
 - (4) 決済・流動性リスク管理 RTGS化後の留意点等
 - (5) 統合的リスク管理拡充の方向性
 - (6) 収益構造上の課題
- (おわりに)

[参考] 日本銀行考査局による最近の公表資料(13年度中公表分)

[BOX 1] 有価証券の減損処理厳格化について

[BOX 2] 繰延税金資産の回収可能性に関する論点

[BOX 3] 不良債権処理を巡る政策対応等

[BOX 4] 本邦不良債権流通市場の構造

(はじめに)

本邦金融機関の経営を巡る環境をみると、景気の低迷が長期化しているほか、地価の下落基調に歯止めがかかっていない等、厳しい情勢が続いている。また、株価も、銀行株を含め不安定な動きとなっている。

日本銀行検査局では、日頃、検査やオフサイト・モニタリングを通じて、取引先金融機関の経営実態の把握に努めてきている。こうした実態把握に基づき、昨夏には「全国銀行の平成 12 年度決算と経営上の課題」において、銀行の損益及び不良債権問題の動向を分析し、銀行部門が直面する経営課題を整理した。また、金融機関のリスク管理体制のあり方について考え方を取りまとめ、逐次公表してきている¹。

本稿では、こうした一連の作業を踏まえながら、信用金庫（以下では、信金）を含めた取引先金融機関²について、経営の現状と経営課題への取組み状況を概観することとしたい。

[要 旨]

(金融機関経営の現状)

1. 本邦金融機関にとって喫緊の経営課題は、引き続き、不良債権問題への積極的対応と、その克服を通じた収益性の向上である。また、都長信を中心に、株式保有リスクへの対応も優先的な経営課題である。
2. 金融機関の損益状況をみると、銀行（13 年度上期決算）では、不良債権処理負担が、引き続き基本的な期間収益（コア業務純益）を上回っている。また、株式関係損益も株価下落に伴って損失超となったことから、最終利益は赤字となった。損失吸収余力としての経営体力は、最終利益の赤字のほか、有価証券含み損益の悪化から、全体として低下している。
3. 信金では、12 年度までの推移をみる限り、不良債権処理負担はコア業務純益の範囲内に止まっている。経営体力の面でも、出資金増加も加わり上昇傾向を辿っている。もっとも、13 年度入り後については、不良債権処理負担が増加する動きもみられており、やや不透明な面がある。

(経営課題への対応の進捗状況)

4. 不良債権問題等、信用リスク管理面の対応については、全体として、貸出資産の

¹ 日本銀行検査局の最近の公表資料（日本銀行刊行物、ないし同ホームページ <<http://www.boj.or.jp/>> への掲載分）については、本文末の [参考] を参照されたい。

² 本稿では、別途断りがない限り、単体ベースの財務データを用い、都長信 15 行、地銀・地銀 117 行（13/9 月末時点）、信金 338 庫（13/3 月末時点）を対象とする一方、データの連続性や制約等を勘案し、新生、あおぞら、東京スター、石川、関西さわやかなの各銀行、5/10 月以降に業務を開始した信託銀行及び外銀信託、日本銀行と当座勘定取引のない信金、預金保険機構の資金援助対象となった破綻信金を除いている。

劣化になお歯止めがかかっておらず、資産内容の改善には捗々しい進展がみられていない。信用格付体系をはじめとする信用リスク管理の枠組みの整備は進んでおり、自己査定も相応に定着してきているが、なお改善の余地も残存するようにみられる。貸出資産全体の運営方針を策定する際に信用格付を活用するとともに、個々の債務者に関しても、実態把握の充実と財務分析の精緻化を図り、その結果をタイムリーに信用格付に反映させることが重要である。これを踏まえ、必要に応じ経営再建指導や保全強化、あるいは貸出債権の流動化といった対応を迅速に検討することが重要とみられる。その過程では、担保不動産の適切な評価も不可欠である。これらを通じ、外部環境変化に大きく左右されにくい貸出資産運営を展望することが期待される。

5. 市場リスクについては、大手行では、管理体制と運用の両面で高度化が進展しており、政策投資株式についてもリスクの削減を急いでいる。また、地域金融機関でも、リスク指標の計測・モニタリング体制の構築に取り組んでいる。もっとも、地域金融機関では、収益環境が厳しい中で、リスク評価が必ずしも十分でない投資事例もみられるため、リスクの解析や内部的な牽制機能の確保等、リスク管理の運用面での一段の整備が重要とみられる。
6. さらに、金融業務や金融機関を取り巻く多様な環境変化に伴い、適切なリスク管理の重要性が増している。金融機関においては、大手金融グループ等における経営統合の動きや金融業務におけるIT（情報通信技術）依存度の高まりとネットワークの拡大に応じて、システムの安全性・安定性の確保が重視されてきている。ただし、システム部門等におけるアウトソーシングや複数の金融機関によるシステムないし事務センター等の共同運営等の動きが進展する中で、これらに対応した的確なリスク管理体制の整備の面で課題も残されている。また、決済リスクの面では、RTGS 化後の業務対応上の新たな留意点や、拠点被災時にも業務継続を可能とする体制整備の必要性に関し、認識が深まりつつある。
7. 以上のような管理すべきリスクの多様化・複雑化を背景として、各リスク要因を統合的に捉えた上で、経営体力に見合ったリスク制御による健全性確保と、リスク調整後収益での経営管理を目指す動きが大手行中心にみられる。経営統合や取引の多様化によりリスクプロファイルが複雑化している先においては、こうした統合的なリスク管理体制への移行促進が期待される。
8. 不良債権問題の克服や、それを通じた金融機関の収益性向上に向けては、金融機関における信用リスク管理体制の整備と実効性のある運用を確保することが優先的な課題である。また、金融機関の経営努力のみならず、少なくとも企業部門の再生と一体的な対応が図られることが不可欠である。金融機関においてリスクとリターンの適正なバランスの確保が目指されると同時に、企業部門の再生に向けた動きが進展することによって、不良債権問題への対応が実効性を増すとみられる。さ

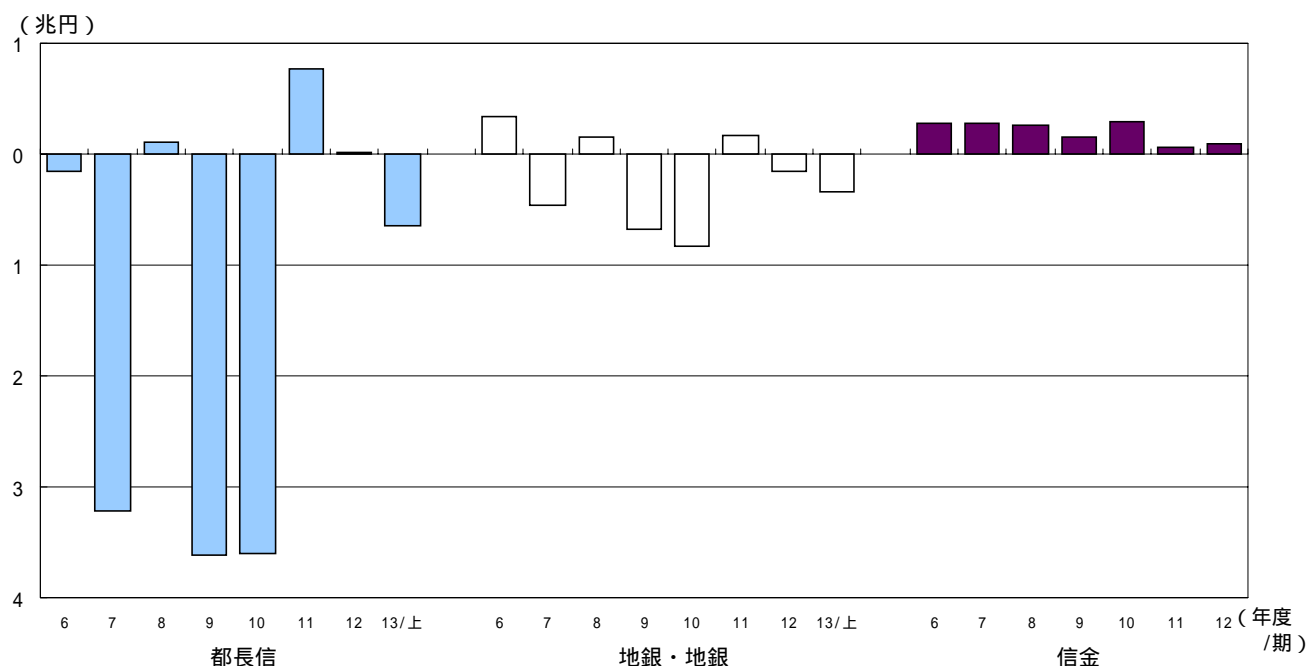
らに、金融機関における経費効率化や企業等のニーズに応じた付加価値の高い金融サービスの提供といった競争力の強化が図られることが、金融機関の収益性及び経営の安定性の向上に繋がるとともに、間接金融に求められるリスク仲介機能の発揮にも資するものと考えられる。

1. 金融機関経営の現状

直近時点における金融機関の決算の状況（銀行：13年度上期、信金：12年度、集計値ベース、以下同様）をみると、都長信、地銀・地銀では、不良債権処理額が引き続き高水準となったほか、多額の株式関係損失が加わったことから、当期利益は赤字となった。他方、信金では、不良債権処理額が前年度に比べ減少したこともあって、当期利益は低水準ながら増益に転じた（図表1）。

なお、当期利益の赤字先数は、都長信が15行中11行（12/上期1行）、地銀・地銀が117行中23行（同20行）、信金では338庫中56庫（11年度49庫）となった。

（図表1）当期利益の推移



（1）期間収益力と不良債権処理

基本的な収益力に相当するコア業務純益³の推移をみると、銀行では、近年の実勢として横這い圏内の水準が維持されているが、信金では、有価証券利回りの低下を背景に減少傾向が窺われる。なお、直近の13年度上期決算は、都長信では海外金利の低下によ

³ 金融機関の基本的な収益力として、本稿では、以下の定義により算出されるコア業務純益（資金運用収支と手数料収支の合算値から、経費を控除したものに概ね相当）を使用している。

コア業務純益 = 業務純益 - 債券5勘定戻 - 一般貸倒引当金繰入() - 信託勘定償却()
 債券5勘定戻 = 国債等債券売却益 + 同償還益 - 同売却損 - 同償還損 - 同償却

る国際部門収益の拡大等から増益となっている（図表2）。

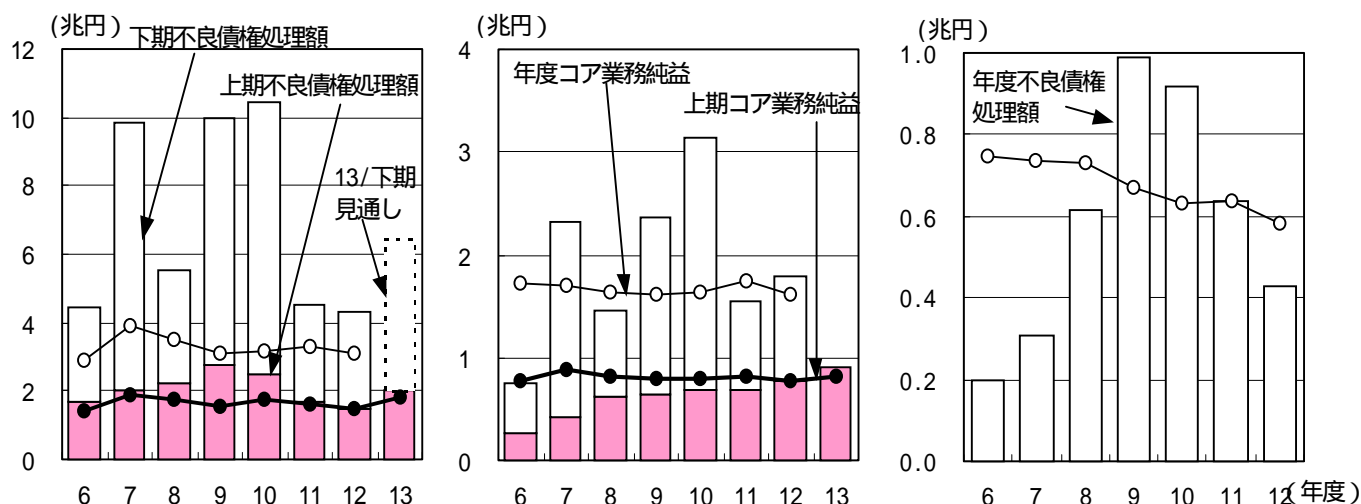
不良債権処理額⁴の推移をみると、都長信、地銀・地銀 では引き続きコア業務純益を超える高水準が継続している一方、信金では9年度をピークに減少傾向にあり、12年度には4年振りにコア業務純益を下回る水準となった（前掲図表2）。この背景には、信金において、これまで保守的に高率の引当（例えば破綻懸念先の担保不足分相当額の100%）を実施していた先が、貸倒データの蓄積に伴い、これに基づいた引当に切り替えた結果、従来の引当の一部を取り崩す事例がみられたことも影響している。なお、都長信各行では、景気低迷の長期化等、厳しい経営環境が続く中で、特定の不振業種や大口問題先への対応、及び最終処理の推進に伴う費用負担の増加に備える観点から、引当金を大幅に積み増す姿勢を表明している。この結果、13年度通期の不良債権処理見通しは当初予想から大幅に上方修正されている（13/5月時点予想 1.9兆円 11月時点 6.4兆円）。

（図表2）コア業務純益と不良債権処理額

（都長信）

（地銀・地銀）

（信金）



（2）株式関係損益

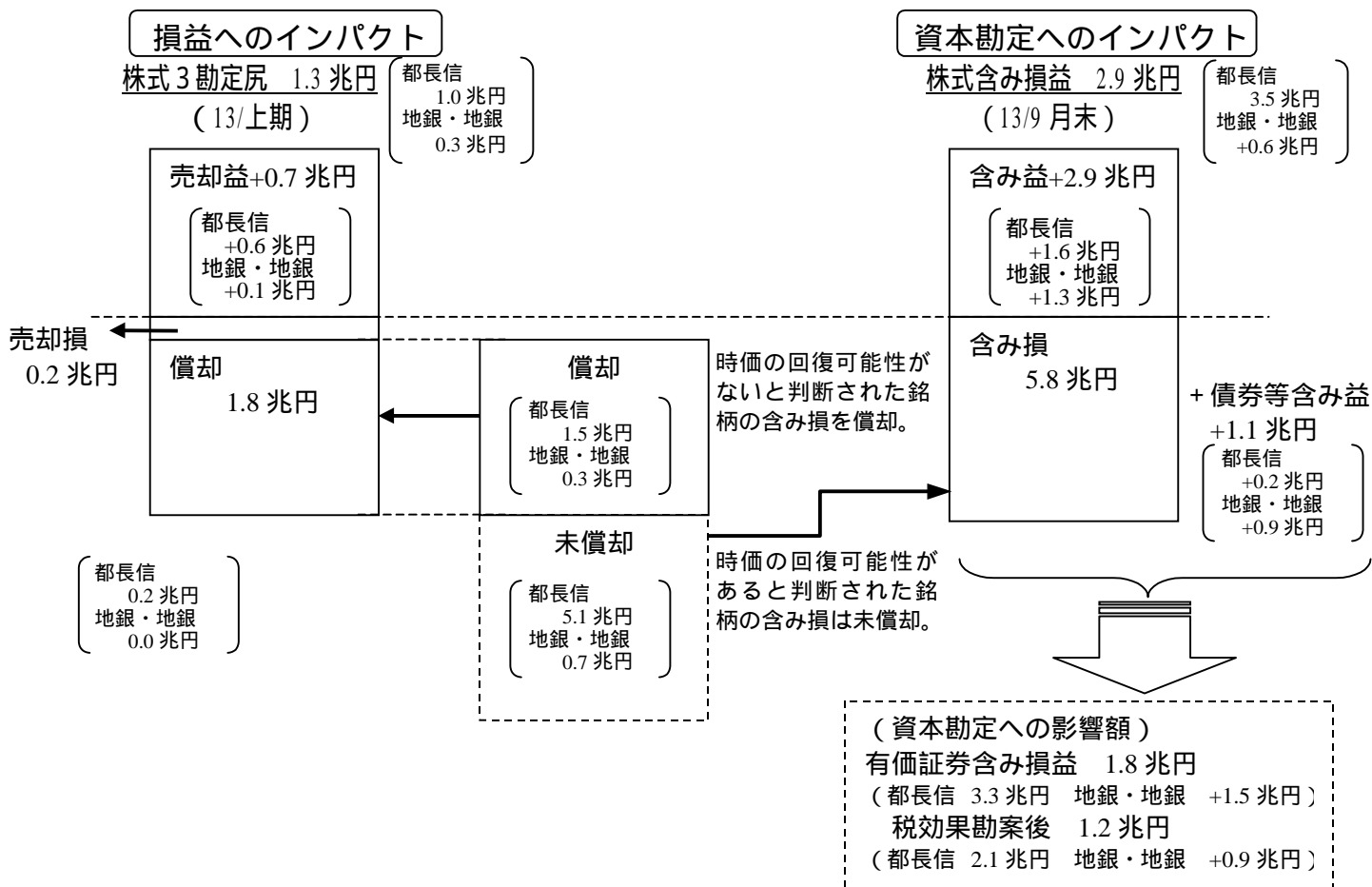
13年度上期決算においては、株価下落に伴う株式関係損益が、不良債権処理と並んで銀行の収益を大きく減少させる要因となっている。すなわち、同決算から有価証券の時価会計が全先に適用されるとともに、減損処理のルールが厳格化されたため⁵、株式の時価変動が期間損益（P/L）と資本勘定（B/S）の双方に大きく影響を及ぼすこととなった。具体的な会計処理としては、期末の株価が取得原価を3割以上（12年度までは5割以上）下回った銘柄のうち、回復可能性がないと判断されるものにつき、その含み損を償却するとともに、それらの償却額を除いた残りの含み損益（ネット）を、税効果を勘

⁴ 不良債権処理額 = 一般貸倒引当金純繰入 + 貸出金償却等（貸出金償却 < 直接償却 > + 個別貸倒引当金純繰入 + 信託勘定償却 + 特定海外債権引当勘定純繰入等）

⁵ 有価証券の減損処理に関する会計制度の変遷等については [BOX 1] 参照。

案した上で資本勘定に直接反映させるというものである⁶。この結果、13年度上期決算においては、売却損益も合算した株式3勘定戻は、12年度の1.5兆円の益超から、1.3兆円の損超（うち都長信 1.0兆円）に転じた（図表3の損益へのインパクトの欄参照）。

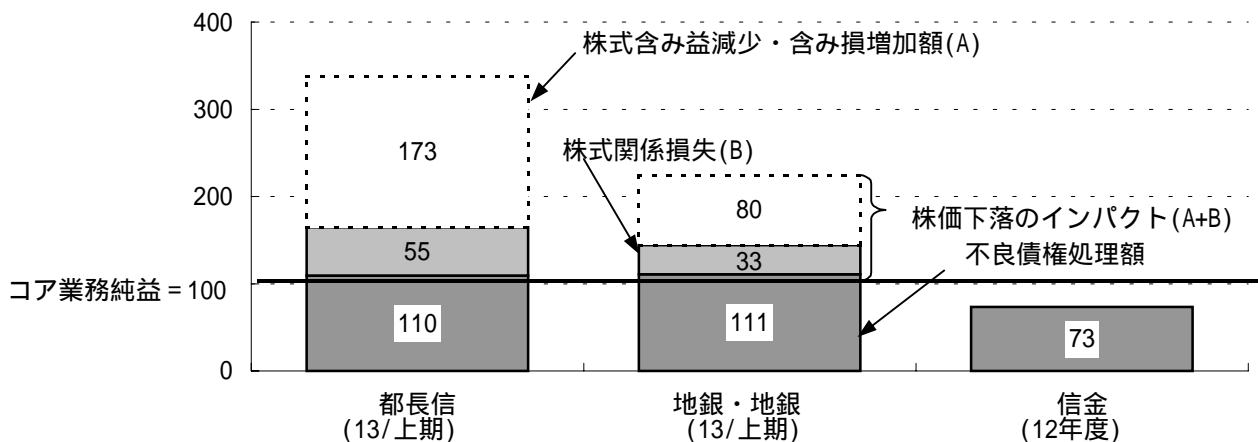
（図表3）時価会計適用下における株価下落の影響度合い



因みに、13年度上期における株価下落の影響について、株式関係損失(株式3勘定戻)と含み損益の悪化幅を合算したベースでみると、都長信、地銀・地銀においては、不良債権処理額を上回る影響があった計算となる。なお、信金では、13年度入り後の株価下落の影響がまだ決算上反映されていない(図表4)。

⁶ 減損処理は、保有目的に拘わらず有価証券全体が対象であるが、含み損益(時価と取得原価の差額)が資本勘定に反映されるものは、このうち子会社等株式を除く「その他有価証券」に属するもののみである。

(図表 4) 株式関係損益等のレベル感 (コア業務純益対比)



(3) 経営体力

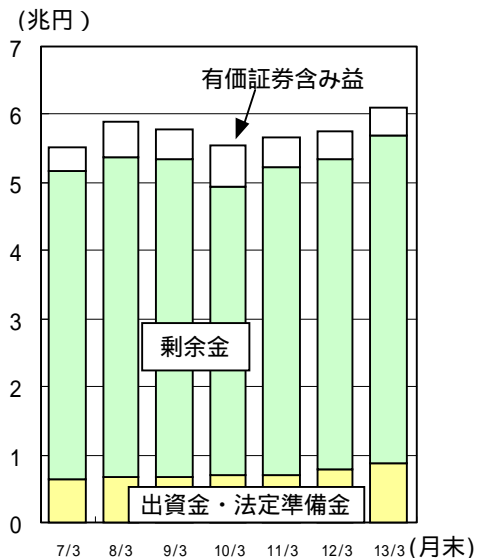
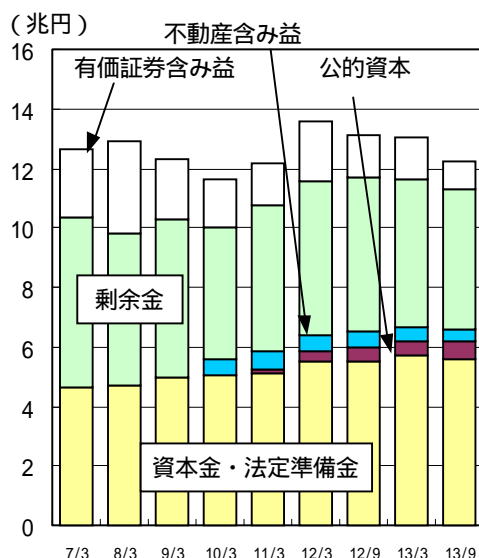
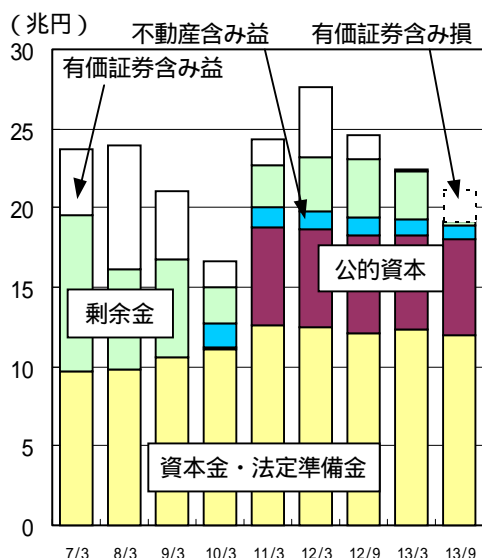
金融機関の経営体力を、資本金等と含み損益 (税効果勘案後) の合計額⁷の水準でみると、都長信、地銀・地銀 では、不良債権処理に伴う赤字決算や株価下落等による有価証券含み損益の悪化から、近年、低下傾向が顕著となっている。一方、信金では、12年度までは、黒字決算による内部留保 (剰余金等) の蓄積等に伴い微増傾向を辿ってきているが、13年度入り後については銀行と同様の要因から、そうした傾向が維持できているかどうか不透明である (図表 5)。

(図表 5) 経営体力の推移

(都長信)

(地銀・地銀)

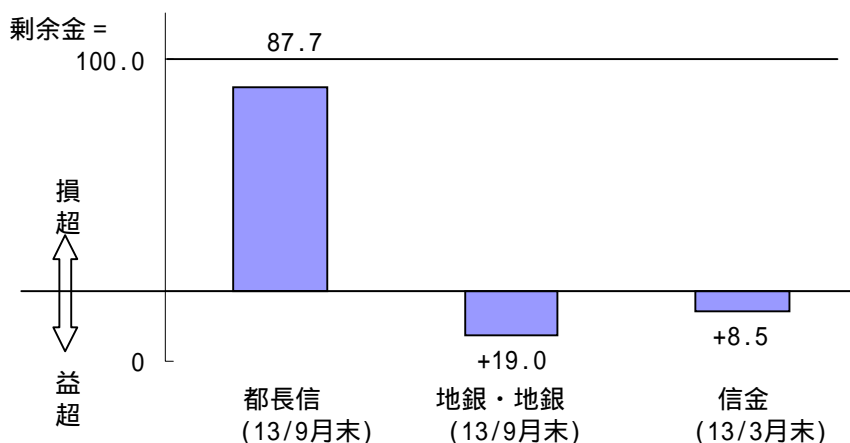
(信金)



⁷ 資本金・法定準備金、剰余金、有価証券含み損益 (全有価証券)、不動産含み益 (土地再評価を行った先のみ) の合計を経営体力として定義。このうち、有価証券含み損益としては時価と取得原価の差額を、また、不動産含み益としては、再評価差額金、再評価に係る繰延税金負債、再評価後の土地含み損益の合計値をそれぞれベースにして、税効果を勘案した金額を算入している。

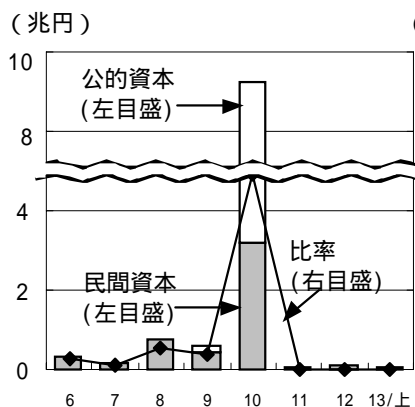
有価証券含み損益の経営体力面への影響度合いをみると、13年度上期末時点では、全国銀行合計で 1.1 兆円の損失超となっている。業態別には、都長信のみが損失超であり、その規模は、剰余金対比で約9割となっている（図表6）。

（図表6）有価証券含み損益のレベル感（剰余金対比）

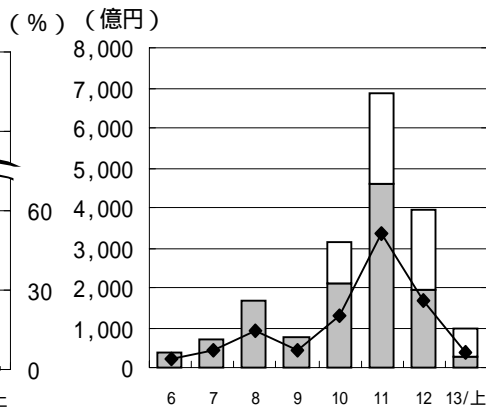


この間、増資の状況をみると、都長信では公的資本の注入を中心として10年度に、また地銀・地銀では民間からの資本調達に公的資本の注入も加わり10~12年度に大きく増加した。13年度においても、不良債権処理や株価下落の影響に対応する観点から、広く資本調達の動きがみられている。また、信金においても、近年出資金の増加が顕著となっている（図表7）。

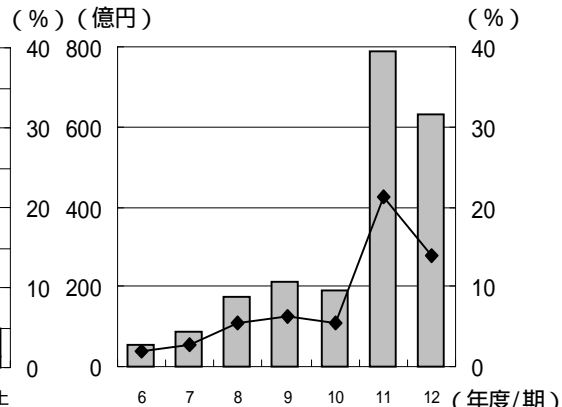
（図表7）増資の状況
（都長信）



（地銀・地銀）



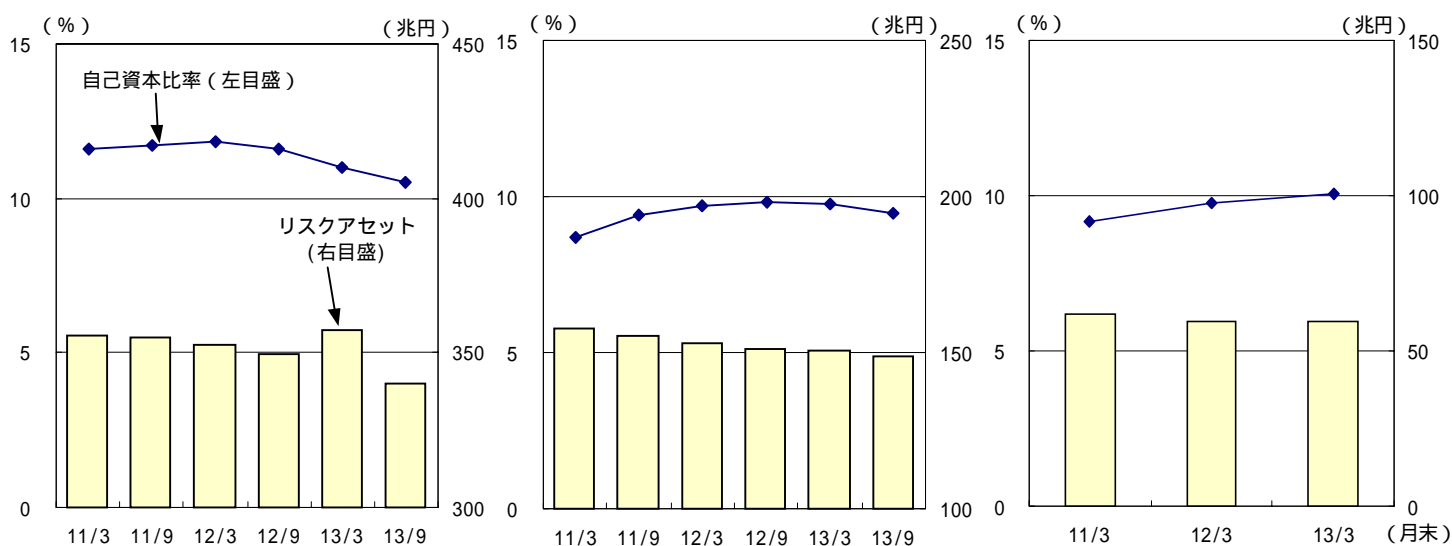
（信金）



（注）棒グラフは増資額、折れ線グラフは同増資額の前年度末時点における資本勘定（資本金 < 信金は出資金 > と資本準備金の合計額）に対する比率。

金融機関の経営体力を自己資本比率の面からみると、都長信、地銀・地銀 では、総じて高水準を維持しているものの、近年緩やかに低下している。一方、信金では、出資金の増強等を背景に 12 年度末にかけて緩やかに上昇しているが、13 年度入り後については、前述のとおり、近年のような上昇基調が維持されているかどうか必ずしも確証がない（図表 8）。

（図表 8）自己資本比率（連結）の推移
 （都長信） （地銀・地銀） （信金）



なお、13 年度上期末時点での全国銀行の自己資本比率は 10.6%であり、このうち繰延税金資産分は 2%ポイント程度に相当する規模となっている（繰延税金資産額は 9.8 兆円で、規制上の自己資本の 2 割弱の規模）。繰延税金資産の計上自体は適正な会計処理に基づくものであるが、一部の先で、経営状況により判断される回収可能性に照らした計上可能上限に到達している点には留意が必要である（繰延税金資産の回収可能性に関する論点については [BOX 2] 参照）。

2. 経営課題への対応の進捗状況

以下では、上記でみた金融機関経営の現状を踏まえつつ、金融機関が直面している経営上の課題について、適切なリスク管理とこれを前提とした収益力向上の必要性といった観点から整理したい。

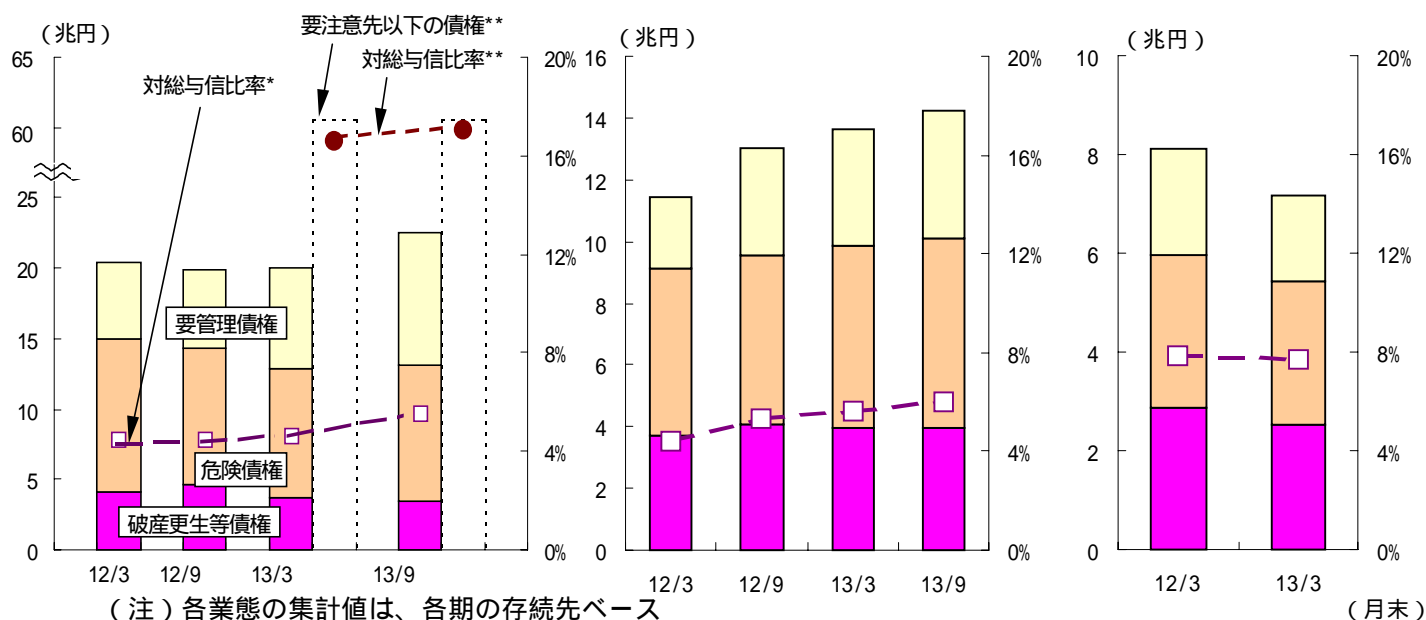
(1) 信用リスク管理 資産内容の改善

イ. 不良債権問題の現状

前述のように金融機関においては、高水準の不良債権処理が続いているが、依然不良債権の新規発生に減速がみられない等貸出資産の劣化になお歯止めがかかっておらず、不良債権問題の克服は、引き続き経営上の喫緊の課題である。

銀行の13年度上期末の不良債権残高は前期に比べ増加している。これは、貸出債権の劣化が続いていることに加え、各行における貸出条件緩和債権（要管理債権の主要部分）の判定基準の厳格化等によるものとみられる。また、都長信の要注意先以下の債権残高をみると、13年度上期中横這いで推移しており、減少するには至っていない（図表9）。なお、信金の13年度入り後の状況に関する集計データは判明していないが、地域経済においても構造調整圧力が継続する中で、貸出資産の内容は悪化している可能性がある。

(図表9) 金融再生法開示債権と対総与信比率の推移
(都長信) (地銀・地銀) (信金)



(注) 各業態の集計値は、各期の存続先ベース

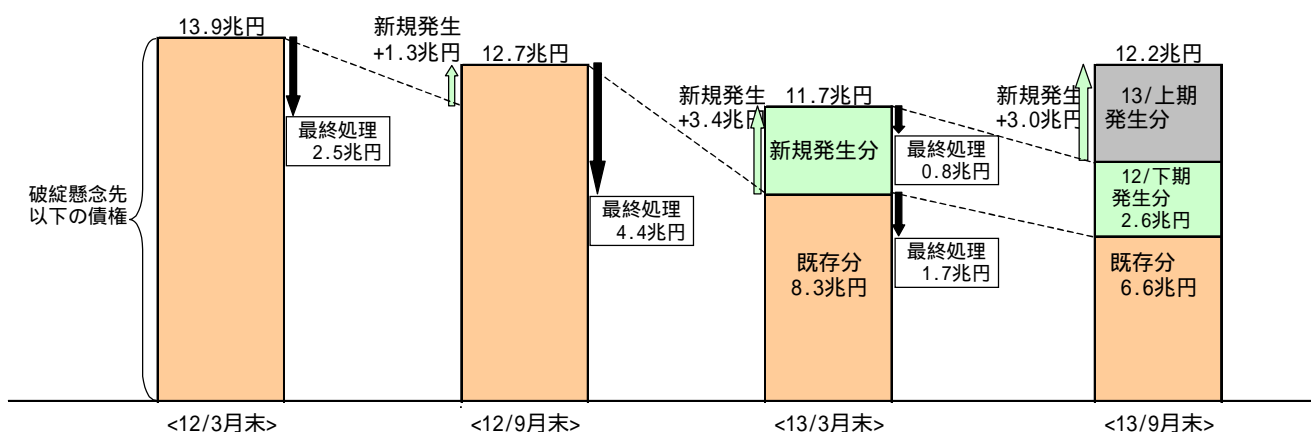
* 金融再生法開示債権（個別貸倒引当金控除後）を総与信で割ったもの。

** 都長信15行ベース。なお、対総与信比率は、要注意先以下の債権（一般・個別貸倒引当金控除後）を総与信で割ったもの。

また、不良債権の対総与信比率（個別貸倒引当金控除後）をみても（前傾図表9）都長信、地銀・地銀では緩やかながら上昇傾向が続いており、資産内容の改善は窺われない。なお、都長信では、要注意先以下の債権（一般・個別貸倒引当金控除後）の対総与信比率もやや上昇している。

このように、銀行の不良債権関連指標に必ずしも改善がみられないのは、依然として新規発生圧力が継続しているためとみられる。都長信の破綻懸念先以下の債権に関する最終処理と新規発生との足取りをみると（図表10）最終処理は一定の進捗をみているが、他方、新規発生は12年度末にかけて加速した後、発生ピッチの実勢は衰えておらず、貸出資産内容の劣化が続いている。

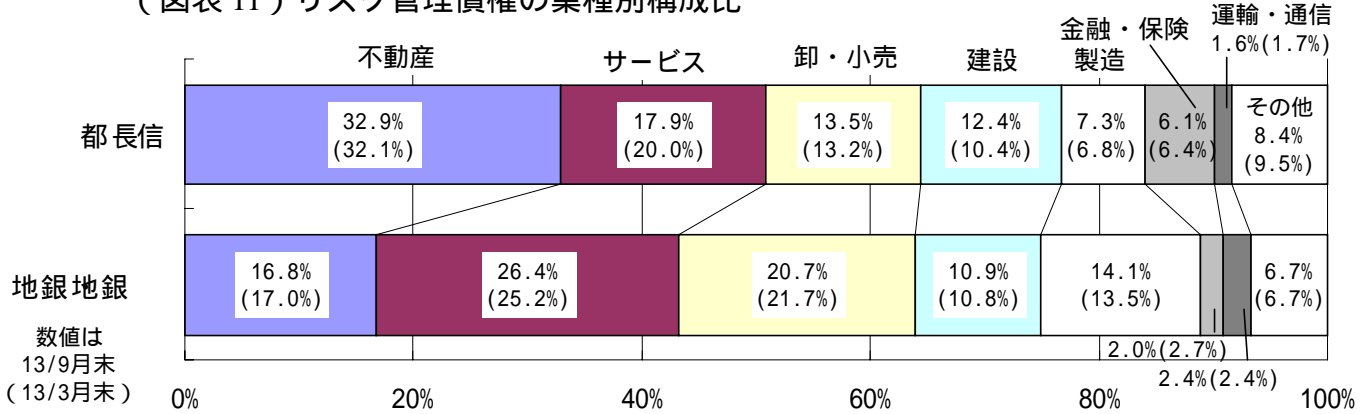
（図表10）破綻懸念先以下の債権の動向（都長信）



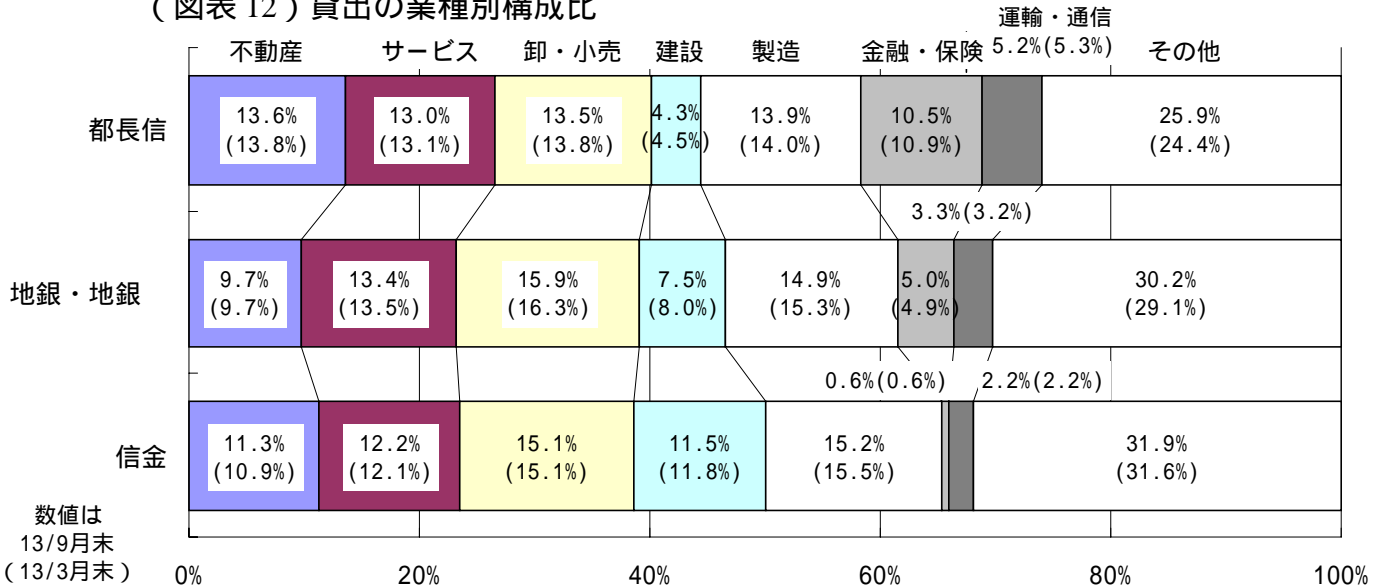
（注）緊急経済対策（13/4月）において、破綻懸念先以下の債権（都長信）に関してオフバランス化の措置を講ずるとされた期限は、12/上期までの発生分は14年度末まで（2営業年度）、12/下期発生分は15年度末まで（3営業年度）、13年度（上期、下期）発生分は16年度末まで（3営業年度）となっている（不良債権処理を巡る政策対応等については[BOX3]参照）。

新規発生圧力が継続している背景には、景気低迷の長期化と金融機関が保有している貸出資産内容の実態といった両面の要因があるとみられる。現状の不良債権の構成割合を業種別にみると、不動産、サービス、卸・小売、建設業向けが、各業態とも7割強を占めている。また、これらの業種向けの与信は、貸出残高の半分程度を占めている（図表11、12）。これらの業種の中には、バブル崩壊の影響やわが国経済における構造調整圧力等の要因が複合的に作用した結果、業況不振が続いている企業が多いとみられ、ほぼ共通して収益等を通じて得られるキャッシュフローを大きく上回る債務を抱えているように窺われる（図表13）。これらの業況不振企業が現状既に積み上がっている債務残高を縮小させていくためには、収益を拡大する必要があるが、直面する経営環境は厳しく、短期的な業況の大幅な好転は見込み難いのが実情であるとみられる（図表14）。

(図表 11) リスク管理債権の業種別構成比

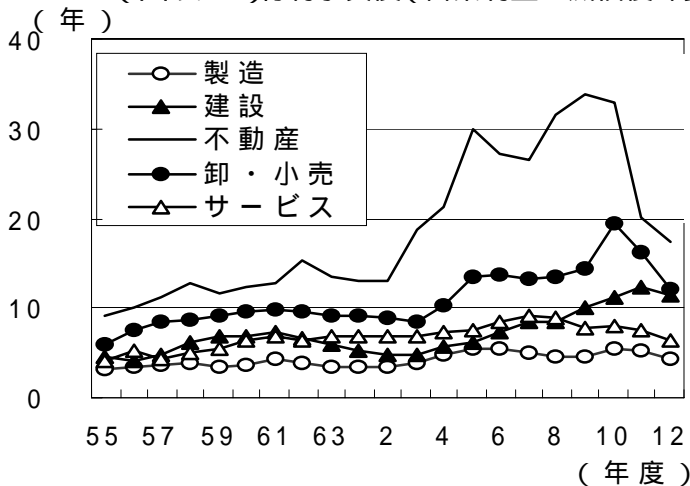


(図表 12) 貸出の業種別構成比



(図表 11、12 注) 銀行は業種別リスク管理債権開示先(都長信 12 行、地銀・地銀 64 行)、信金は日本銀行「金融経済統計月報」から引用。「その他」は、農林漁業、電気・ガス、地方公共団体等。

(図表 13) 有利子負債(営業利益+減価償却費) (図表 14) 営業損益前年比の推移 (%)



	12 年度 実績	13 年度予想		
		9 月調査	12 月調査	14/3 月調査
全産業	8.9	3.4	12.1	16.8
製造業	20.0	13.6	30.9	38.1
非製造業	3.1	2.8	0.6	3.7

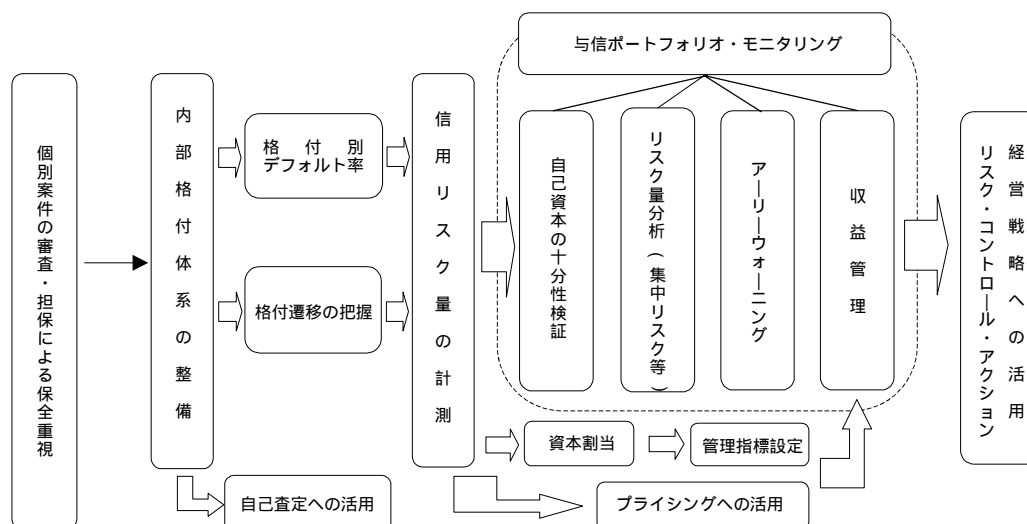
(出所) 日本銀行全国短観

ロ．信用リスク管理の実態評価

前述の状況を踏まえると、不良債権問題への対応に当たっては、不良債権そのものへの対処だけでなく、正常先債権を含めた貸出資産全体としての実態につき、的確かつタイムリーに把握していくことが重要と考えられる。そのための手法としては、個別債務者毎の審査、管理だけでなく、貸出資産全体の質やバランスに目を配った信用リスク管理体制の構築が不可欠である。

信用リスク管理の重要な柱としては信用格付の整備、活用が挙げられるが、この点における各行の取組みは業態間で多少の差異を伴いながらも、一定の進展をみている。とりわけ大手行では、信用格付の整備及びそれを基にした信用コスト、信用リスクの算出や資産の実態観察、また、格付別の収益性管理、営業政策への反映といった与信業務運営への活用も進捗させつつある。また、地域金融機関においても、信用格付の導入に向けた取組みが広範化している（図表 15）。

（図表 15）信用リスク管理体制の整備の概念図



信用リスク管理面の課題としては、信用格付の精度向上に向けた継続的な取組みが必要である。体系面では、信用格付に債務者の実態的な財務内容（財務諸表上のデータに対し、不稼働資産や含み損益、オフバランス資産等による所要の修正を施したもの）が反映されていなかったり、格付階層の設定が資産内容の実態に照らして肌理細かさを欠く面があるために特定格付区分への過度の集中がみられる、といった事例が少なくない。また、運用面でも、債務者の業況変化に合わせた機動的な見直しが行われていない等、改善余地も大きい。

さらに、信用リスク管理手法の経営管理への活用においても、リスク量の算出に際してデフォルト率の設定等に合理性を欠く取扱いが散見される等、改善の余地がある。また、特に地域金融機関では、信用リスク統括部署のモニタリングがリスク量の算出に止まり、その分析を踏まえて与信方針への提言を行うといった、ミドルオフィスとしての

機能を必ずしも十分に果たしていない事例も散見される。

内部牽制機能の点でも、機構面では、与信監査部署の設置等の対応はなされているものの、自己査定や格付に対する監査が必ずしも有効に機能していない事例もみられる等、課題は少なくない。

ここで、信用格付が、債務者の実態との関係でどれだけの精度を有しているかを確認する観点から、自己査定結果につき、審査における検証の過程で修正が必要とされた比率をみると、近年低下傾向を辿っており、自己査定の枠組みが一段と定着してきていることが窺われる（図表 16）。もっとも、審査結果を踏まえると、債務者の実態に照らして見直しを要すると判断される個別の査定事例がなお少なからずみられ、引き続き、債務者企業の実態把握の充実と財務分析の精緻化が期待される。

（図表 16）審査における自己査定の修正状況

（(a)、(b)欄は概数<百先>、%）

		審査先数	査定先数 (a)	査定修正先数 (b)	修正率 (b/a)
銀行 + 信金	11年度	39	213	29	13.6
	12年度	87	335	33	9.9
	13年度	97	213	19	8.9
	計	223	761	80	10.5

（注）11年度は8～9月審査以降、13年度は11～12月審査までの集計。なお、最近の審査においては、信用リスク量ベースでのカバー率を重視して査定対象の抽出を行っているため、上記の修正率等は、必ずしも対象金融機関の貸出資産全体の状況を表している訳ではない。

また、自己査定の枠組みにおいては、債権の保全状況の見極めが重要な要素となる。最近における地価下落の影響（二次ロス）は、不良債権処理費用に対して1～2割を占めると試算され、担保不動産価格の下落に伴う追加コストは引き続き小さくない（図表 17）。さらに、実際の競売やバルクセールを通じた担保処分の際には、より多額の損失が発生する可能性が高い。審査結果においては、担保不動産の処分可能見込み額の評価が、必ずしも市場動向を適切に織り込んだものとなっていない事例もみられ、将来における追加的な損失発生を抑制する観点から、より厳格な評価が重要である。

(図表 17) 不良債権処理に占める二次ロス比率の推移

(兆円)

		12/下期	13/上期
都長信	二次ロス試算額 (a)	0.2	0.2
	不良債権処理額 (b)	2.8	2.0
	(a/b)	9%	11%
地銀・地銀 + 信 金	二次ロス試算額 (c)	0.2	0.3
	不良債権処理額 (d)	1.3	1.1
	(c/d)	19%	22%

- (注) 1. 二次ロス試算額 = 破綻懸念先以下 分類の期首残高 × 地価変動率
 2. 地価指標としては、都道府県別基準地価 (13/7 月公表、商業地。都長信には三大都市圏平均、地銀等には全国平均) を使用し、変動率は、12/下期、13/上期とも 1 年間の下落率 (12/7 月比) の半期分と想定した。
 3. 信金の不良債権処理額には、2 期とも 12 年度データの半額を使用。

信用リスク面への対応の整備に当たっては、以上のような点を踏まえつつ、貸出資産全体と個々の与信案件の両面からリスクの管理と制御を目指すことが期待される。前者に関しては、信用格付体系を活用し、マクロ経済環境等の外部要因の動向と貸出資産全体から発生が予想される損失を把握した上で、資産内容の分散や貸出条件の設定等、的確な与信方針の策定を行い、リスクを勘案した経営管理に貢献することが展望される。また、個々の貸出債権管理に際しては、信用格付の枠組みを活用しつつ、その肌理細かい運用を行うと同時に、必要に応じて経営再建指導や保全強化、またはバランスシートからの切り離しをタイムリーに実施することが肝要であろう。なお、そうした過程では、整理回収機構 (RCC) の活用等により、従来本邦では必ずしも活発でなかった貸出債権の流動化市場が厚みを増し、不良債権の最終処理や企業の経営再建等が多様化しつつ加速することが期待される (RCC の機能拡充については、後掲の [BOX3] の関連施策を参照。また、本邦不良債権流通市場の構造の整理については、[BOX4] 参照)。

さらに、先行き、これらの貸出資産内容の再構築を通じて、信用リスクプロファイルの分散化 (業種分散、小口化等) を図ること等により、景気循環等外部環境の変化に大きく左右されにくい貸出資産運用を展望することが期待される。

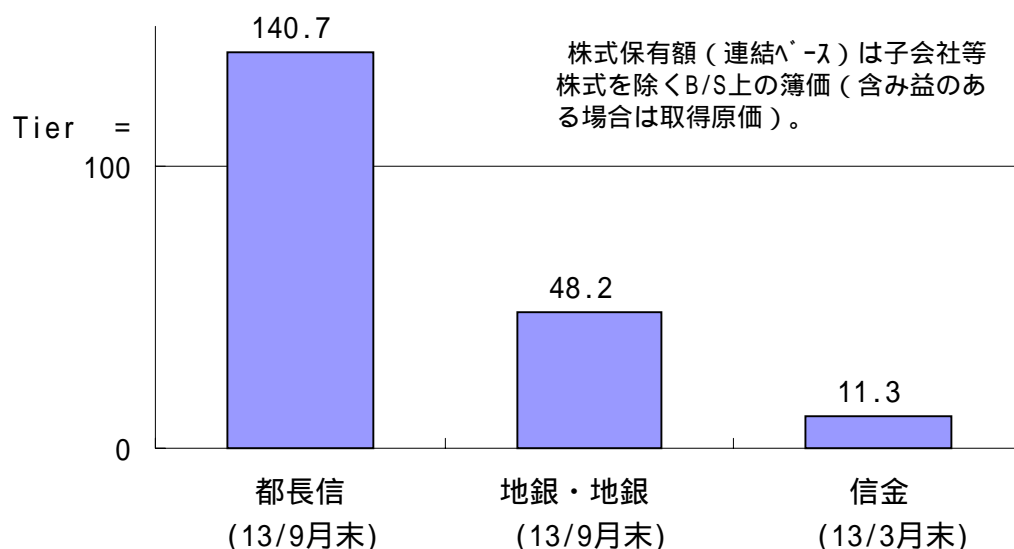
(2) 市場リスク管理 大手行の株式保有リスク対策等

市場リスクについては、大手行では、従来から時価の観点重視した管理を実施している。また、地域金融機関でも、貸出伸び悩みに伴う有価証券投資の積極化や、13 年度からの時価会計の全先への適用を背景に、債券ポートフォリオに関しては、bpv (ベース・ポイント・バリュー) や VaR (バリュー・アット・リスク) といったリスク指標を計測・モニタリングする体制を整備する等、時価を重視した管理体制整備の進展がみられる。もっとも、地域金融機関においては、リスク計量化に際しての前提の置き方、あるいは結果の評価に関する分析が途上段階にある事例も少なからずみられる。また、

預貸ギャップに関する金利リスクについては、デュレーション・ギャップ分析ないしシナリオ・シミュレーションに止まる等時価に関する観点が必ずしも十分でない対応もみられる。今後、計量化手法に関し一段と研究を進めるとともに、時価管理の対象とする金融商品の範囲を拡大していくこと等が期待される。

市場リスクと経営体力の関連付けも進展しているが、業態間にはその度合いに依然差異が残っている。大手行では、経営体力と関連付けたリスク枠や損失限度枠を設定し、リスク量や損失を枠の範囲内に収める業務運営を行うことで、経営体力を大きく毀損するような損失発生回避に努める動きが一般化している。これまで聖域視される傾向もあった政策投資株式運営についても、リスク上限のガイドラインを設定したり、リスクとリターンのバランスを勘案しながらポジション運営を行う対象とする等、管理の枠組みが整備されてきている。その結果として、各行においては、政策投資株式保有に伴う価格変動リスクの削減が急務であるとの認識を一段と強めている（図表 18）。

（図表 18）株式保有額のレベル感



（注）法令上、銀行は16/9月末までに株式保有額をTierの範囲内に圧縮することが求められている（信金は対象外）。なお、上記の試算は、法令における保有制限対象株式の範囲につき、一部単純化して実施。

地域金融機関でも、市場リスクを経営体力と関連付けて管理する枠組みへの取組みがみられ始めている。もっとも、資金収益力が低下傾向を辿る下で、市場リスクについての解析が必ずしも十分でないまま、収益確保を企図した投資行動を採っている事例も少なくない。具体的には、高利回り確保を目的とした仕組債投資等ハイリスクな金融商品への投資の積極化、ヘッジ率の引き下げ、あるいは時価の下落した株式の購入による一株当たり簿価の引き下げ、といった取引事例がみられる。また、経営管理を目的とした報告書作成等に関し、フロントオフィスとミドルオフィスないしバックオフィスの間の機能分担が未整備である等、牽制体制の実効性がなお十分に確保できていない事例もみ

られる。収益向上を企図したリスクテイクに際しては、その前提として、適切なリスク評価体制と実務運用の確保に改めて留意する必要がある。

(3) オペレーショナル・リスク管理

イ．大手金融グループにおけるシステム統合の本格化

経営統合等を進める各金融グループにおいて、業務を支えるシステムの統合作業が相次いで佳境に差し掛かっている。各グループとも所要の準備やテスト作業を進めてきたが、システム統合実施の前後に、障害発生事例がみられる。各金融グループの業務は多岐に亘っており、オンラインシステムの全面ダウン等不測の事態が発生すれば銀行間決済システムへの影響が大きくなる可能性がある。このため、統合後のシステムについて、適切なリスク対策を講じ、システムの安全性・安定性を確保することが何より重要である。

こうした観点から、システム統合に際しては、統合プロジェクトを予定通り推進するための進捗管理を徹底することはもとより、システムの移行に伴うリスクを軽減したり、万一の場合に備えた緊急時対応計画を策定することも必要である。

ロ．IT革新の進展に伴うシステム基盤の変化への対応

情報通信技術(IT)の革新を背景に、金融業務にITを活用する動きが一段と広まっている。とりわけインターネットに代表されるオープンシステムの導入が目立っている。既設の金融機関が店頭での取引をインターネットサービスでも可能とする動きのほか、新たな金融機関を設立して、インターネット上で取引される商品の資金決済等のサービスを低コストで提供する事例もみられる。

一方、次々に開発されるサブシステム間の連携処理を容易にするため、ハブ&スポーク等新しい構想に基づいたシステムが構築されている。また、事務効率化や人為ミス防止を図るため、システム同士で一貫連携処理(STP⁸)を行わせる動きが引き続き拡大している。

こうしたシステム基盤の変化によって、コンピュータへの不正侵入やコンピュータウイルスの蔓延等、オープンシステムに特有のリスクが顕現化する可能性が高まっている。また、個別システムのダウンが他のシステムに連鎖したり、周辺システムに生じた事象が銀行間決済を含む基幹的な事務処理部分に影響する可能性にも留意する必要がある。こうしたシステムへの依存度が高ければ高いほど、適切な対応を図ることの重要性が高まっている。

⁸ STPとは、Straight Through Processingの略で、業務データの受渡しを、人手を介さずにシステム間の連動により自動的に行う仕組みを指す。

八．アウトソーシング、共同化

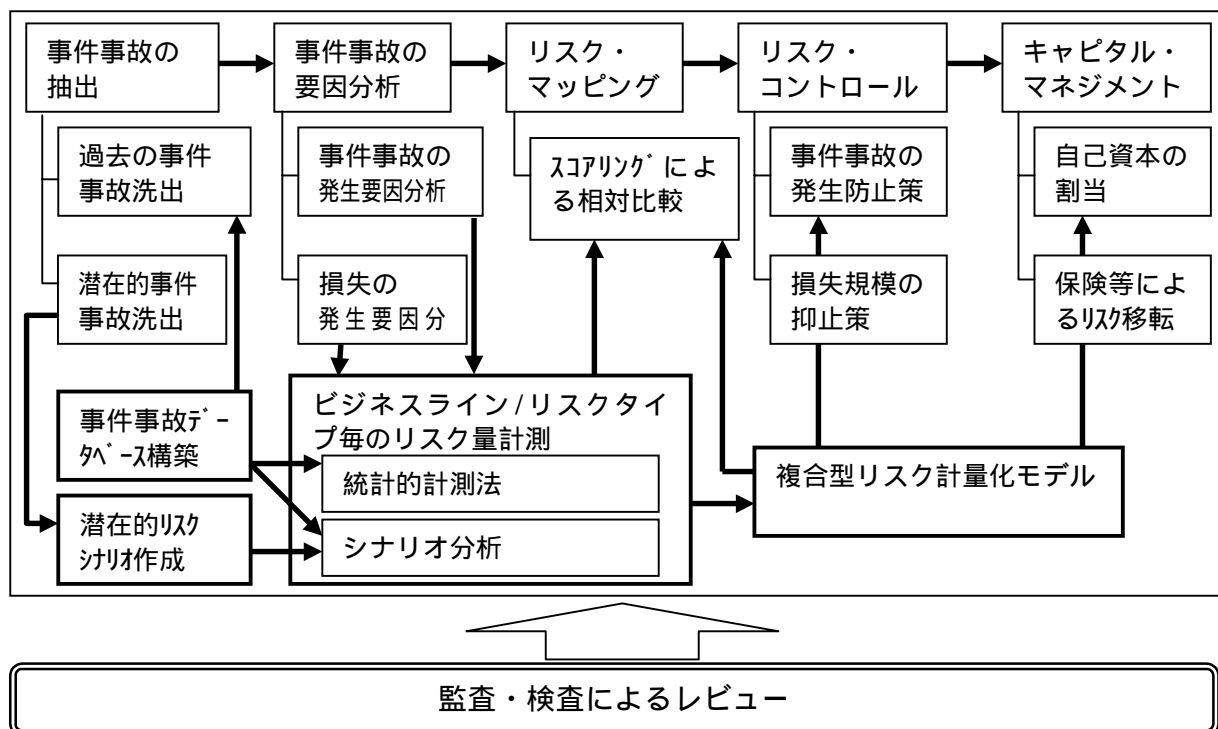
顧客ニーズの多様化・専門化や技術革新等への対応、あるいはコスト削減を目的として、システム部門や事務集中部門を中心に、業務の一部を他の企業に委託したり、システムセンターや事務集中センターを複数の金融機関で共同運営する動きが増えている。

こうしたアウトソーシングや共同化を進めるに当たっては、これに伴って発生し得るリスクを事前に評価、検討した上で、そのリスクを適切に管理するための仕組みを構築することが不可欠になっている。また、アウトソーシング開始後もその枠組みが機能しているかどうかを継続的にモニタリングすることのほか、万一事故等が発生した場合に備えて緊急時対応策を十分に検討しておくことが重要である。

二．オペレーショナル・リスクの計量化

大手行では、技術革新や規制緩和等を受けたオペレーショナル・リスク（前項までに論じたシステムやアウトソーシングの動き、さらには法務等に関係した諸リスク）の複雑化、経営効率化の一環としての業務管理の効率化、バーゼル合意見直し作業等への対応の必要性を背景に、オペレーショナル・リスクの計量化に取り組む先が増えてきている。計量化に取り組む目的としては、客観的に複数のリスクの重要性を比較することにより効率的なリスク管理体制の構築を目指すことのほか、後述のように統合的リスク管理の精緻化を進めるに当たり、資本割当の基礎となるリスクの定量的把握を行うこと等が挙げられる。計量化の進捗状況をみると、取組体制の整備及びデータ蓄積は徐々に進みつつあり、中には、損失額の分布を算定して最大損失額を算出している事例や、過去の事件事故データだけでなくシナリオ分析も組み合わせて計量化に取り組んでいる事例もみられる。今後、経営陣の関与やリスク管理統括部署を含む関連部署との連携を確保した上で、実際のリスク削減にまで繋がる高度化されたリスク管理の枠組み構築が期待される（図表 19）。

(図表 19) オペレーショナル・リスク管理高度化のフローチャート



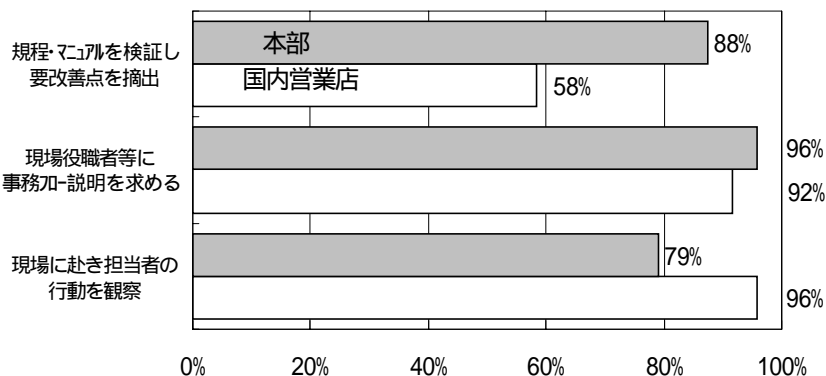
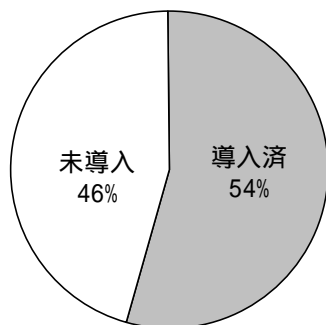
ホ．内部監査体制

金融機関業務が多様化・複雑化する中で、リスク管理の体制そのものの的確性を検証する観点から、内部監査体制の整備に取り組む動きが広まりつつある。すなわち、監査部署が 資金証券部署やシステム部署を含む各部署のリスクを分析し、リスクの多寡に応じて監査頻度や監査項目にメリハリを付けていく「リスクベースアプローチ」を試行したり、 ルールの遵守状況のみならず、ルール自体の改善余地についても監査の対象とし、 監査結果を踏まえてルールの整備・改定を関連部署に提言する、といった動きが大手行を中心にみられ始めている（図表 20）。

(図表 20) 主要 24 行の内部監査体制整備状況 (13/12 月アンケート調査結果)

「リスクベースアプローチ」導入状況

業務フロー（プロセス）のチェック実施状況



(4) 決済・流動性リスク管理 RTGS化後の留意点等

イ．RTGS化後の決済リスクプロファイルの変化

日銀ネット RTGS 化⁹に伴い、それまでの時点ネット決済に比較してシステミックリスク（1件の決済不履行が他の多くの決済を混乱に陥れるリスク）は大幅に削減された。

一方、個別金融機関のレベルで RTGS 化後の決済リスクプロファイルの変化をみると、以下の特徴が挙げられる。第一に、決済関連事務が複雑化しシステム依存度が高まったことである。RTGS 化後は支払指図発出後、直ちに自らの当座預金・国債残高が引き落されるため、支払指図発出のコントロールや残高のモニタリング等を、日中においてタイムリーに行う必要性が拡大した。この結果、事務量の多い金融機関では、これらのニーズをサポートするシステム（流動性管理システム）が導入され、フロントオフィスからバックオフィスまでの STP 化も一段と進展した。こうした動きは、事務処理の効率化をもたらす反面、システム依存度の高まりにより、システム障害時には、自ら及び受取相手先の資金繰りにも支障を来すことになるため、緊急時対応の重要性もそれだけ増している。

第二に、大規模に決済受託を行う銀行を中心に、対顧客日中与信の管理の必要性が強まったことである。すなわち、RTGS 化を機に、これに伴うコストの回収等の動機から、他の先からの決済を受託する金融機関が出現しつつある。こうした金融機関は、顧客依頼に基づき自らの日本銀行当座預金を払出す業務を行うが、RTGS の下では、顧客口座が残高不足のまま送金に不応と、資金負担が発生することになる。換言すれば、RTGS 化により、対顧客日中与信（顧客口座に発生する日中の残高不足）が自己の流動性リスクに直結するようになった。こうした状況を踏まえ、大口の決済を受託する金融機関では、対顧客日中与信を従来以上に肌理細かく管理すること（適切な限度額の設定・モニタリング等）が重要となっている。

ロ．拠点被災時の対応

米国テロ事件を契機に、オフィスや電算センター等の事務拠点の被災時においても、業務を継続することの重要性が改めて認識されてきている。こうした中、拠点被災時への対応策であるバックアップサイトについては、総じて整備が進んでいるものの、一部の金融機関については、今後に課題が残されている。また、バックアップサイトを保有している金融機関においても、拠点被災時の対応が実効性を発揮するためには、各種手順のマニュアル化や実地訓練等の体制整備が重要になっている（図表 21）。

⁹ 日本銀行は、13 年初より日本銀行当座預金決済及び国債決済の即時グロス決済（RTGS: Real Time Gross Settlement）化を実施した。

(図表 21) 拠点被災対応のポイント

想定被災（潜在的脅威）の特定。
被災時の影響度評価と優先業務の洗い出し。
業務継続手段の検討（バックアップサイトの設置を含む）。
指揮命令系統・連絡体制・対応手順の書面化、定期的訓練。

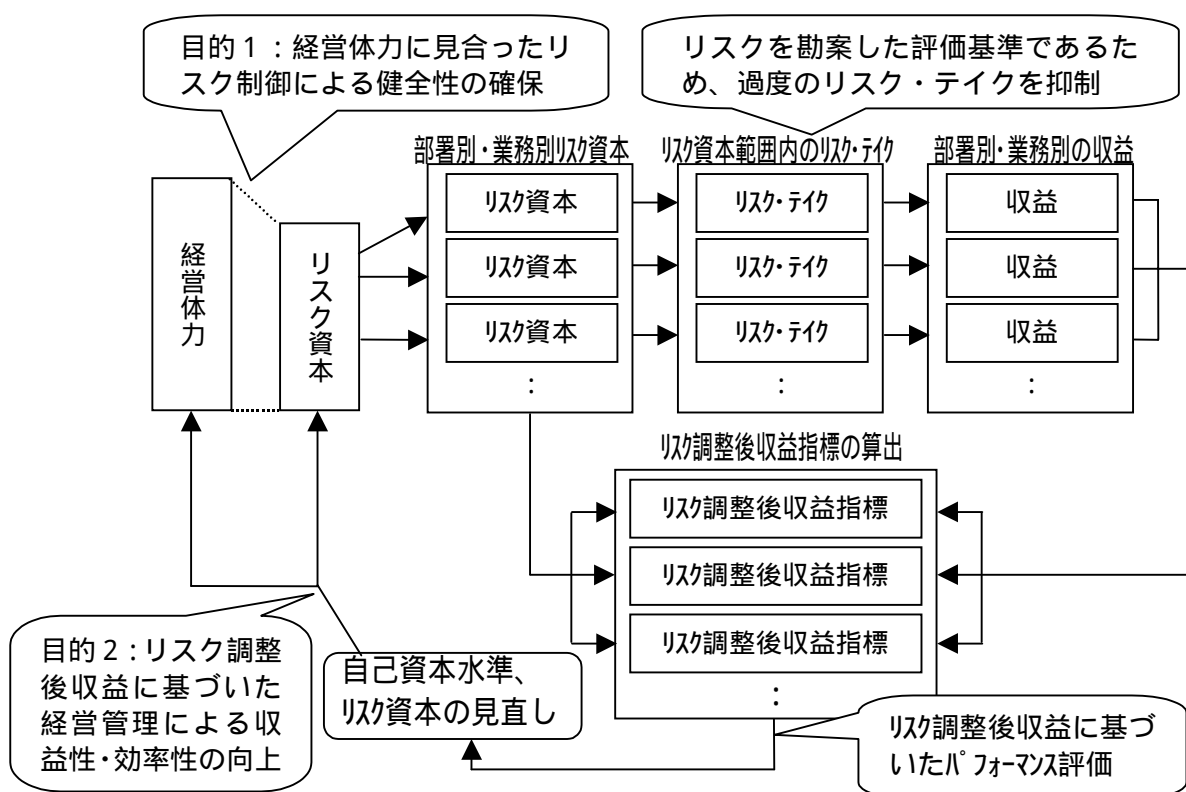
八．流動性管理

預金等の全額保護の特例期間終了（いわゆるペイオフ解禁）に向けての流動性管理体制の整備は、概ね順調に進められた。緊急時対応策についても、当初、マニュアルや現金準備の対策（日中における現金準備の最大所要額の把握や配送計画）が未整備だった先も、その後整備が進捗している。なお、外貨資金繰りについても、資産の圧縮や調達手段の多様化を図った上で、ある程度の調達環境悪化も想定した保守的な運営に努めた結果、97、98年にみられたような大幅なジャブンプレミアムの発生を回避することができている。

(5) 統合的リスク管理拡充の方向性

近年、大手行を中心に、多様なリスクを共通の見方で統合的に捉えた上で、経営体力に見合ったリスク制御による健全性の確保、及びリスク調整後収益に基づいた経営管理による収益性や効率性の向上、に向けた体制整備を進める動きがみられる(図表 22)。

(図表 22) 統合的リスク管理の概念図



そうした背景には、管理すべきリスクの多様化・複雑化が進んでいる点があるほか、不良債権問題にもつながったバブル期の経営への反省、及び経営の効率性に対する意識の高まり等が存在する。また、経営の再編・統合の動きが進んでいる点も、グループ内でのより統一的で客観的なリスク・収益管理基準の整備を求める方向に作用している。さらには、パーゼル合意見直し案の中で、リスクの統合的管理が求められていることも意識されているとみられる。

大手行では、こうした考え方の中で、前節までに整理してきた各リスク項目別に業務運営上のバッファとしての資本を割当てる「割当資本制度」を導入している。この枠組みにおいて、割当てられた資本に基づいてリスク枠・損失限度枠を設定したり、リスクとの対比による自己資本充実度の評価を行う等、リスク管理面については統合的リスク管理の運用が軌道に乗ってきている。もっとも、リスク計量化にはなお精緻化の余地が残っている。また、政策投資株式や不良債権の残高がなおかなり大きい状況下、業務運営の実態に即したリスク資本配賦が容易でないのも実情であるように窺われる。この結果、現状では、経営戦略策定や業績評価面での活用については限定的なものとなっているが、経営統合や取引の多様化によりリスクプロファイルが複雑化していく場合には、早期に管理体制を確立することが期待される。

地域金融機関においても、経営管理の枠組みのひとつとして、統合的リスク管理の導入を試行する事例がみられ始めている。もっとも、リスク計量化の手法研究や、管理体制構築に当たっての経営陣の十分な関与等の点で、体制整備は途上の段階にある。

(6) 収益構造上の課題

イ．収益構造の概観

前節までは、リスク管理のあり方を軸に金融機関における経営課題への対応を整理してきた。本節では、そうした適切なリスク管理を確保した上で、いかに収益性向上を実現し、経営体力を構築・維持していくかといった観点から経営課題を考察したい。経営体力は、金融機関が各種の業務遂行の過程でリスクテイクを行うための後ろ盾として不可欠な位置付けを有する。これを支えるのは、基本的には内部留保を蓄積するための期間収益力である。資本調達による資本基盤増強を指向する場合にも、市場から信認が得られるような将来に亘っての収益力の確保が必要とみられる。

金融機関の資金収支に関する収益性の動向をみると、貸出利鞘が横這い圏内で推移する一方、有価証券利鞘が縮小傾向を辿っている点では、各業態は共通した動きとなっている。もっとも、資金収支全体の利鞘である総資金利鞘の動きをみると、都長信ではほぼ横這いとなっているのに対し、地銀・地銀及び信金では低下傾向を辿っている。これは、地域金融機関では、貸出市場の縮小を反映して預貸率の低下度合いが都長信に比べて大きい中で、有価証券利鞘の低下もより顕著となっていることが影響しているとみられる。なお、総資金利鞘の水準については、都長信では、相対的に、預貸率が高く

(運用資産の中で、有価証券に比べて収益性が高い貸出のウェイトが大きい)、経費率も低い、といった収益上のプラス要因があるものの、貸出利鞘が薄いことを主因に、地銀・地銀 や信金に比べ低水準となっている(図表 23、24)。

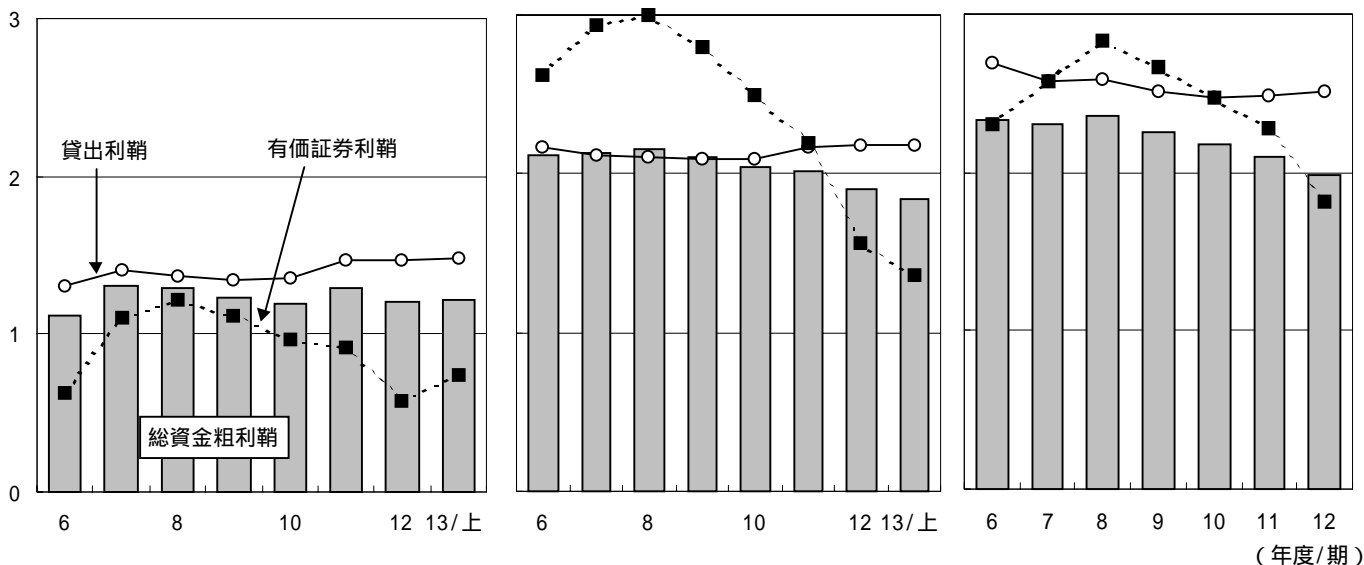
一般に、期間収益力の低下は、単に剰余金の蓄積が進まないのみに止まらず、課税所得の押し下げを通じて繰延税金資産の回収可能性に関する判断の見直しに繋がりが得る面も有しているため、実効性のある収益力増強策が期待される。

(図表 23) 業態別にみた各粗利鞘の傾向

(都長信)

(地銀・地銀)

(信金)



(図表 24) 最近の業態別収益構造

(%)

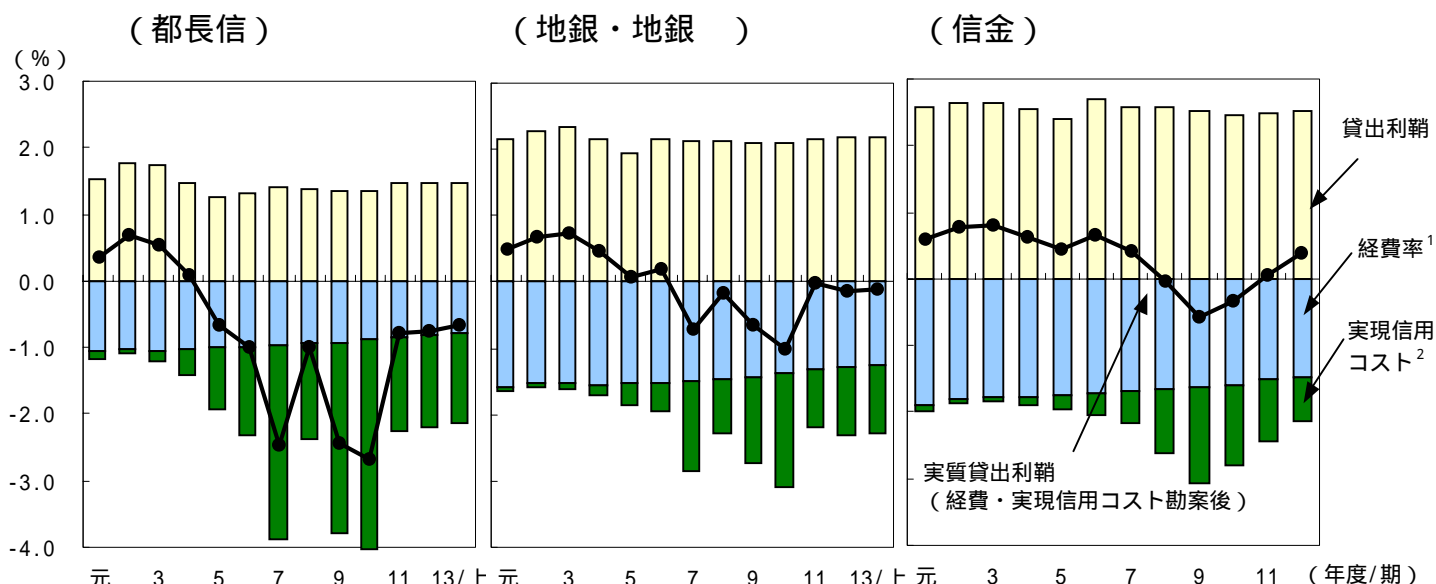
	都長信		地銀・地銀		信金	
	13/上期	11年度	13/上期	11年度	12年度	11年度
貸出利鞘	1.48	1.47	2.18	2.16	2.51	2.48
有価証券利鞘	0.74	0.91	1.36	2.19	1.82	2.28
総資金粗利鞘	1.22	1.29	1.85	2.02	1.99	2.10
経費率	0.84	0.90	1.34	1.39	1.54	1.59
総資金利鞘	0.36	0.34	0.46	0.58	0.37	0.43
預貸率	100.4	101.2	76.3	79.0	65.1	68.6
預証率	38.9	29.9	22.3	19.7	20.6	19.4
うち債券比率	22.6	13.8	17.9	15.7	14.6	13.6
うち株式比率	14.0	14.7	2.6	2.8	0.6	0.6

- (注) 1. 国内店円取引。貸出利鞘及び有証利鞘は、貸出利回及び有証利回から資金調達利率(スワップ支払利息控除後)を差し引いたもの。
 2. 総資金粗利鞘 = 資金運用利回り - 資金調達利率(いずれもスワップ利息控除後)
 3. 経費率 = 経費 / 資金運用平残
 4. 総資金利鞘は、総資金粗利鞘の計算過程で経費を勘案したもの。
 5. 預貸率、預証率の分母は、預金、債券の合計値。

ロ．貸出収益

収益の柱である貸出の収益性の推移を、経費率と実現信用コスト(不良債権処理負担)を勘案した貸出利鞘でみると、各業態とも実現信用コストが大きいいため、逆鞘(都長信)ないしゼロ近傍(地銀・地銀、信金)となっている(図表25)。

(図表25) 貸出利鞘の推移



元 3 5 7 9 11 13/上元 3 5 7 9 11 13/上元 3 5 7 9 11 (年度/期)

(注) 1. 業務部門別の経費率は利用可能ではないため、図表24と同じものを使用。

2. 貸出金平残に対する不良債権処理額(銀行勘定分)の比率を実現ベースの信用コストという意味で「実現信用コスト」と呼ぶ(貸倒率から算出される予想損失という意味の「信用コスト」とは異なる)。

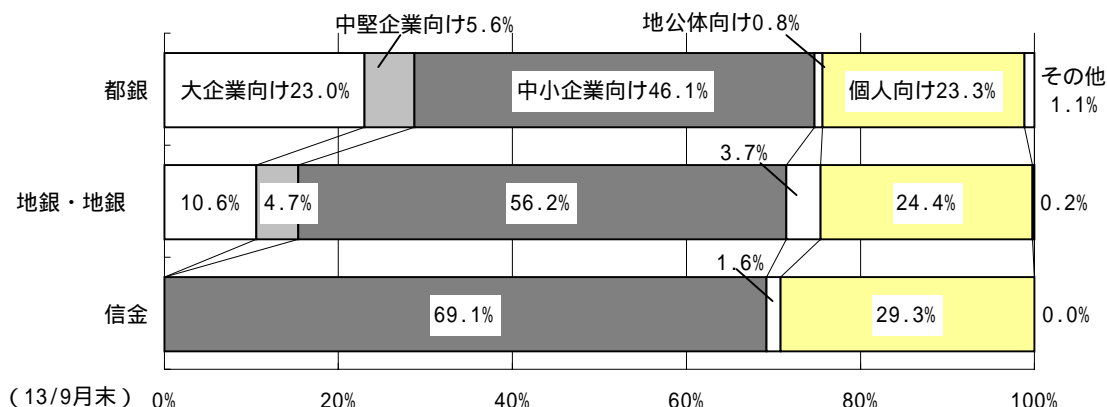
内部留保を蓄積していくためには、実現信用コストの発生を低位安定化させた上で、これを勘案した適正な利鞘を確保していくことが不可欠である。そのためには、まずは、貸出資産内容の改善を図ることが先決課題であり、本章冒頭で論じた信用リスク管理の枠組みの活用が鍵となろう。ただし、この点に関しては、考査等で得られた情報を踏まえれば、現状の景気情勢と貸出資産内容を前提とする限り、当面は、コア業務純益のかなりの部分が貸出金償却に充当されるとする金融機関が少なからず見受けられる。

先行き、貸出資産の業種や取引先規模別の構成の面でいかなるポートフォリオを追求していくかについては、資金需要動向や業務基盤の特性、及び目標とする金融仲介業務の方向性にも依存するため一概に論じられないが(前掲図表12、図表26)、個別与信案件とその集合体である貸出資産全体を通じて、信用コストと貸出のプライシングのバランスの確保を目指すことが不可欠である。一般に、貸出粗利鞘が適正水準を下回っている債権をバランスシート上に抱え続けることは、潜在的な不採算案件への与信継続を意味し、いずれ損失が顕現化するリスクが高いことに留意が必要である。

こうした認識を踏まえつつ、貸出プライシングの適正化を目指していくためには、企業部門の収益性向上も併せて実現していく必要がある。この観点からは、最近における、

企業の再生（経営再建）を図るための金融機関の体制整備等の取組みや投資ファンド創設等の動きが、具体的な成果に結実していくことが期待される。さらには、企業ニーズに応じた多様な金融サービスのタイムリーな提供等、一段と付加価値の高い金融機関サービスを提供することにより競争力を向上させていくことが、これに見合ったプライシングに繋がっていくものとみられる。

（図表 26）貸出先規模別ウェイト

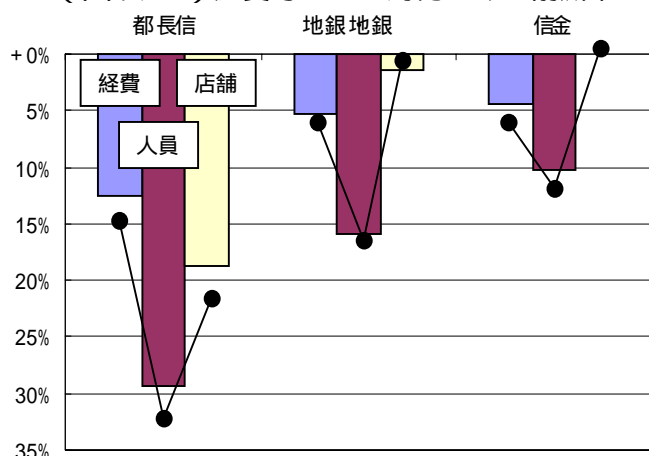


（注）日本銀行「金融経済統計月報」より作成。「中小企業」には個人企業を含む。なお、信金については、「法人向け貸出」全体を中小企業向けと見做してグラフを作成。

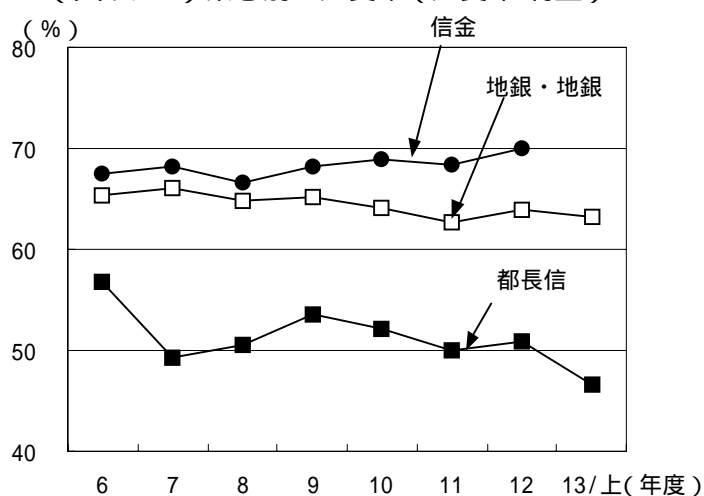
八．経費効率性

収益力強化に当たっては、経費効率化の継続も重要である。近年の経費動向をみると、既往ピークとの対比では都長信が 10% 以上の削減を進めており、人員数、店舗数の削減状況も、地銀・地銀、信金に比べ踏み込んだ対応となっている（図表 27）。このうち、店舗政策については、地域金融機関では、地元経済に密着した業務特性を背景に、統廃合は営業基盤の毀損に繋がりがねないとの経営判断もあって、ほぼ現状維持とする先が多い（なお、信金では、破綻先からの譲り受けの影響を反映した存続先ベースで見ると、直近時点が既往ピークとなっている）。これらの要因に加え規模の経済効果もあって、経費率（経費 / 粗利益）で測った経営の効率性は、都長信が最も高く、次いで地銀・地銀、信金となっている（図表 28）。

(図表 27) 経費等の比¹-対比でみた削減率



(図表 28) 業態別の経費率 (経費/粗利益)



(注) 1. 各業態の直近決算時点と比¹-年次 (業態によって異なる) との比較。

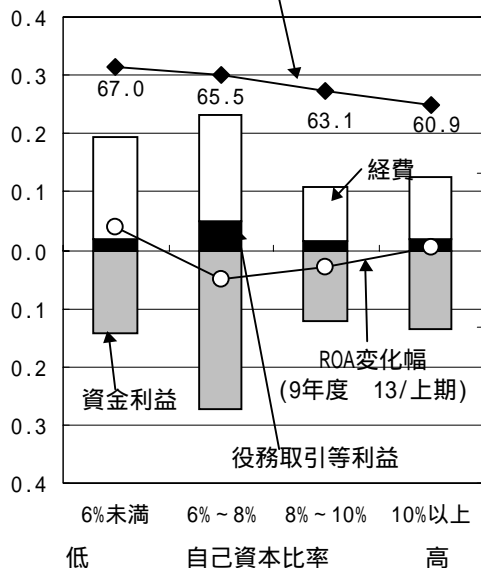
2. 棒グラフの対象先は、他の図表と同様に脚注 2 の¹-。折れ線は破綻金融機関を含めた¹-。

ここで、地域金融機関における経費効率性向上の課題について若干考察してみたい。同業態では、本節の冒頭でみたとおり、預貸率の低下が見られる中、有価証券利鞘の縮小傾向が都長信に比べて顕著である (前掲図表 23、24)。これは、都長信に比べ、従来から、長期の国債等の運用比率が高いといったの要因によるものとみられる。こうした収益性の低下に対しては、貸出スプレッドの拡大や非金利収入分野での収益拡大に注力する、ないし低収益資産を圧縮するバランスシート・リストラに踏み込むといった対応策が考えられる。もっとも、いずれの選択肢を模索する上でも、競争力を維持するためには、経費削減に取り組むことが喫緊の課題とみられる。

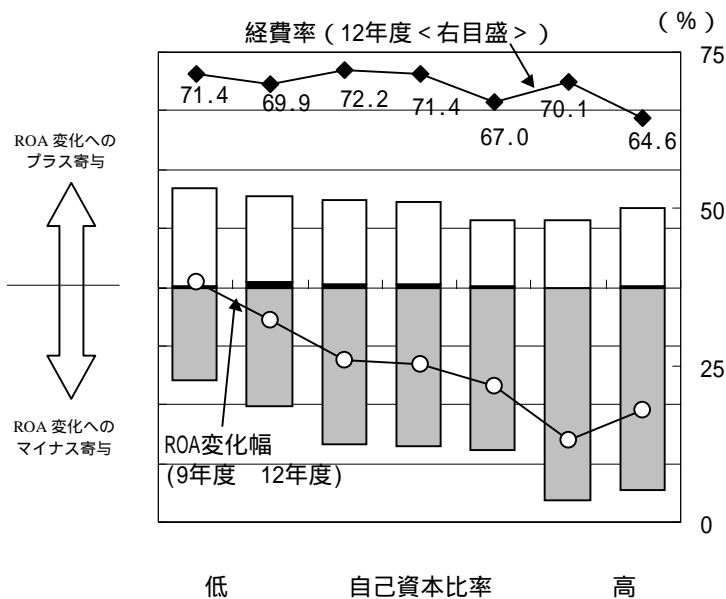
地銀・地銀 と信金について、それぞれ9年度末時点の経営体力 (自己資本比率) を基準としてグループ分けを行った上で、その後直近までの ROA (コア業務純益 / 総資産) の変化をみると、両業態で全体として ROA が低下する中で、特に信金について、体力の弱い先ほど低下幅が小さいとの傾向が観察された (図表 29)。一方、地銀・地銀 では明確な傾向は必ずしも窺われない。信金に関して、ROA の変化に対する諸要因の寄与の状況をみると、体力の弱い先ほど、資金利益のマイナス寄与が小幅であるとともに経費削減のプラス寄与が大きいとの傾向がみられた。後者の経費削減効果については、体力の弱い先では、従来から経費効率性が低い傾向があるだけに、経費削減余地が大きかったとの見方もあり得るが、いずれにしても、継続的な経費効率化が期待される。また、体力が優位な先においても、踏み込んだ経費リストラや資産運用の効率化による将来に向けた一層の競争力強化策が引き続き経営課題とみられる。

(図表 29) 地域金融機関(体力別)のROAの変化と寄与度
(地銀・地銀) (信金)

(%ポイント) 経費率(13/上期<右目盛>)



(信金)



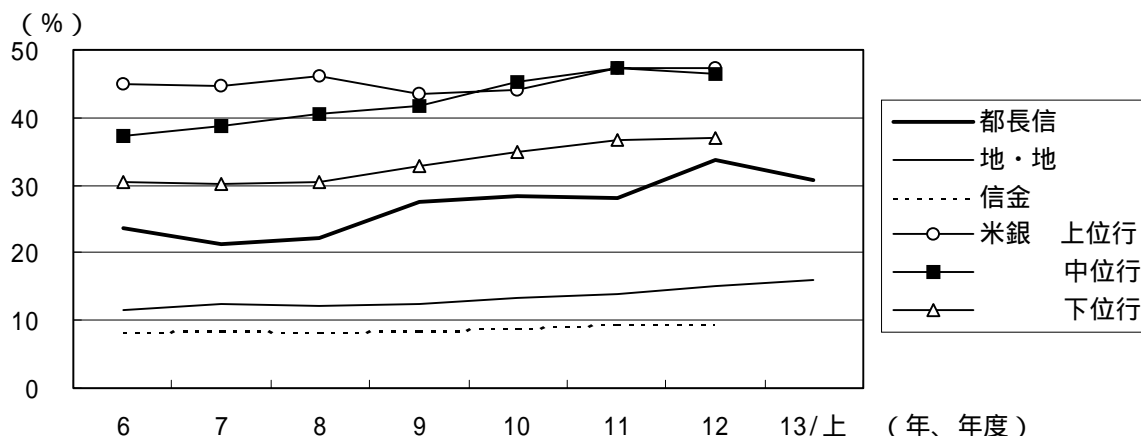
- (注) 1. グループ分けは、地銀・地銀 については、9年度末の自己資本比率を基準に、10%以上 6%未満を含め、2%ポイント幅で4つに区分。信金については、同じく9年度末を基準に先数が概ね均等になるように7区分。
2. 棒グラフの各項目は、ROA 変化幅への寄与度。
3. 経費率(経費/粗利益)以外は左目盛。

この点、考査における一部の調査結果を踏まえても、先行きの資金利益動向を楽観視する先は少ない一方、一段の経費効率化の姿勢を打ち出す先も必ずしも多数ではないのが実態のように窺われる。収益環境が厳しい下で、経費削減努力の継続が期待される。

二. 非金利収入の拡張可能性

資金収支以外の新たな収益源として、各業態とも非金利収入の増強を試みており、緩やかではあるが、収益に占める比率は上昇傾向にある。ただ、米銀も交えて相対評価すると、現状では、特に地銀・地銀、信金については、収益全体への寄与はかなり低い水準に止まっている(図表 30)。

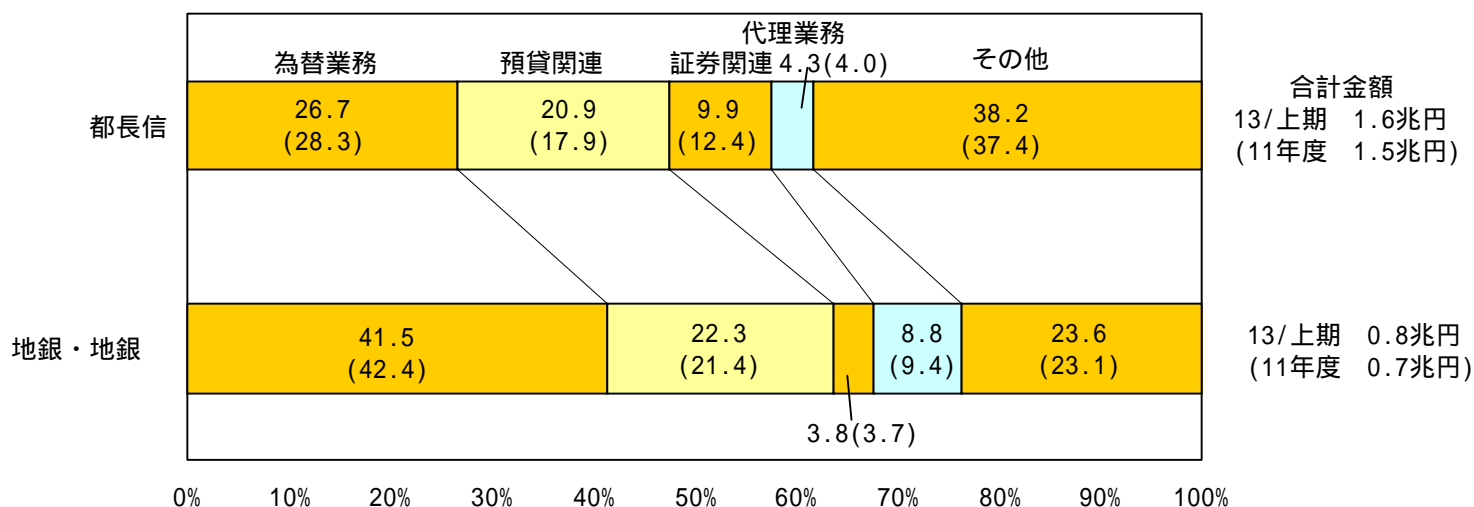
(図表 30) 非金利収入のウェイト (非金利収入 / 粗利益)



(注) 米銀は、FRB「Profits and Balance Sheet Developments at U.S. Commercial Banks」より。米銀のグループ分けは、総資産規模を基準に3つに区分(上位行：上位1～10位、中位行：11～100位、下位行：101～1,000位)。

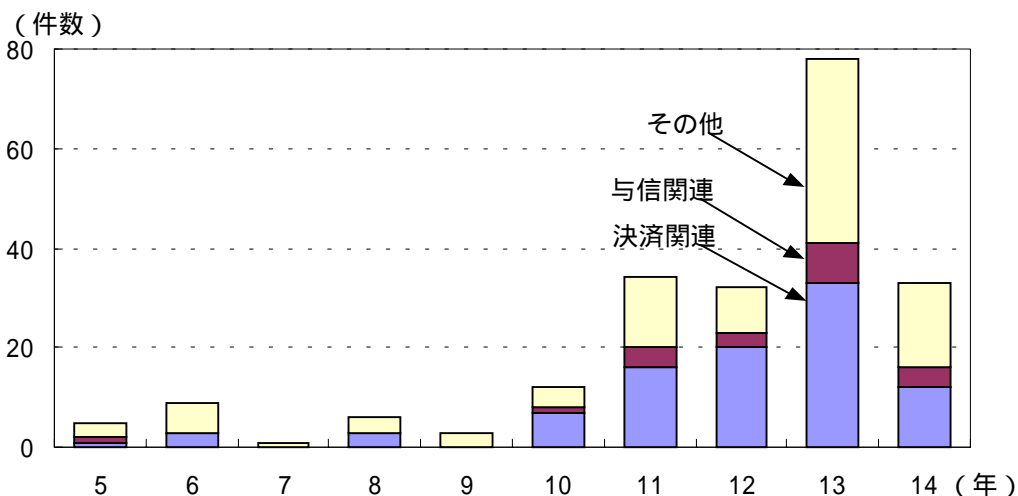
非金利収入のうち大半を占める役務取引等収益(手数料収入)の構成をみると、地銀・地銀では、伝統的な為替業務のウェイトが高い一方、都長信では、「その他」に分類される割合が大きい。「その他」分類には、保証や保護預かりといった業務のほか、投資銀行系ビジネス等も含まれており、都長信ではこうした金融関連業務における多角化が進んでいるとみられる(図表31)。また、近年、特許申請が増えているのは先行きの業務分野の拡張を窺わせる前向きな動きとみられる(図表32)。今後とも、リスクとコスト構造にも着目しつつ、顧客のニーズと業務上の優位性を踏まえた経営上の創意が期待される。

(図表 31) 役務取引等収益の内訳



(注) 数字は 13/上期の役務取引等収益(信託関連を除く)における構成比及び合計金額(連結ベース)。()内は 11 年度。13/上期の合計金額は年度換算ベース。

(図表 32) 都長信の特許申請動向



(注) 特許申請から1年半を経て公開される「特許公開」の件数を都長信15行ベースで集計(特許取得までは数年を要するケースが多い)。この中で、「決済関連」、「与信関連」の区分は、「特許公開」の内容により、日本銀行審査局にて便宜上振り分けたもの。なお、14年は2月中旬までのデータを反映。

(おわりに)

本稿で整理した不良債権問題の克服や、それを通じた金融機関の収益性の向上といった課題は、金融機関の経営努力のみならず、少なくとも企業部門の再生と一体的な対応を図っていくべきものである。金融仲介サービスは、他の財やサービスと同様に、効率的に低コストで行われることが望ましいが、サービスを提供する金融機関にとっての適正な金利設定は、当該取引に伴う諸リスクと適正利潤が勘案され、リスクとリターンのバランスが取れたものであることが、経営体として存立していく上で不可欠である。

したがって、金融機関のリスク管理の面では、個々の取引案件毎に的確なリスク把握を目指すことに加え、バランスシート全体としてのリスクプロファイルを機動的に管理・制御していく枠組みがより重要となっている。これを収益性の面からみると、そうした枠組みでリスクを適切に管理することによって、適正なリターンの確保に繋がると考えられる。その場合、金融機関が求めるプライシングが成立するためには、需要者側から金融機関に対し、そのプライシングに見合ったリスク評価能力が要求されることとなるとみられる。本邦のマクロ的な資金フロー構造は、企業部門がかつての資金不足主体から余剰主体に転じ、かつ企業の資金調達行動は、緩やかながら間接市場から直接市場へとシフトしている。こうした構造変化の中で、間接金融に求められる機能は、リスクを評価した上で効率的に仲介する情報生産機能という付加価値であろう。この機能が、資金仲介市場における競争力にほかならず、その向上が、個別金融機関だけでなく、間接金融部門全体にとっても、適正なプライスの実現と収益性及び経営の安定性の向上に繋がるとともに、間接金融に求められるリスク仲介機能の発揮に資するものと考えられる。

以上

[参 考] 日本銀行検査局による最近の公表資料（13 年度中公表分）

平成 13 年度の検査方針等について

（4/3 日公表、日本銀行政策委員会月報 4 月号掲載）

金融機関業務のアウトソーシングに関するリスク管理

（4/17 日公表、日本銀行調査月報＜以下「月報」＞5 月号掲載）

金融機関における統合的なリスク管理（6/8 日公表、月報 6 月号掲載）

全国銀行の 12 年度決算と経営上の課題（8/10 日公表、月報 8 月号掲載）

わが国金融機関におけるシステムリスクの管理状況と留意点

情報セキュリティ面への対応を中心として

（9/12 日公表、月報 10 月号掲載）

信用格付を活用した信用リスク管理体制の整備（10/3 日公表、月報 10 月号掲載）

金融機関の拠点被災を想定した業務継続計画のあり方

（14/3/12 日公表、月報 14/4 月号掲載）

*いずれも日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）にも掲載

[BOX 1] 有価証券の減損処理厳格化について

1 . 減損処理の対象に関する会計制度の変遷

有価証券の減損処理とは、売買目的有価証券以外の有価証券のうち時価があるものについて、時価が著しく下落した時で、かつ時価が回復する見込みがない場合に（時価の回復が不明な場合も含む）、財務の健全性の観点から当該時価をもって貸借対照表価額とし、評価差損を当期の損失として処理することをいう。

< > 内は根拠規定等

	預金取扱金融機関	一般事業法人
12/3 月まで	時価が取得原価の 50% 程度以上下落した場合に減損処理 < 企業会計原則、商法、税法等 >	
12/4 月以降	50% 程度以上下落した場合 (特例措置として従来の基準を継続) < 金融検査マニュアル、金融商品会計に関する実務指針における例外規定 >	30% 以上下落した場合 < 金融商品会計に関する実務指針 >
13/4 月以降	30% 以上下落した場合 < 金融検査マニュアル、金融商品会計に関する実務指針の改正 >	
	発行体の信用リスクに係る評価結果等を加味 < 金融商品会計に関する実務指針の改正 >	

(注) 時価が 50% 程度以上下落した場合は「著しい下落」に該当し、時価の回復可能性について合理的な反証がない限り減損処理を行わなければならない。30% 以上 50% 程度未満の下落の場合は、時価の回復可能性を合理的な根拠により予測できれば減損処理の対象とならない。

2 . 13 年度上期に銀行でみられた具体的な会計処理例

シャドー部分が 13 年度上期にみられた対応

		時価の下落率		
		30% 未満	30 ~ 50% 程度	50% 程度以上
債 務 者 区 分	破綻 懸念先	処理対象外		時価の回復可能性がない 又は不明の場合に処理
		↓ 時価の回復可能性に拘わらず一律処理		
	要注意先	処理対象外	処理対象外	時価の回復可能性がない 又は不明の場合に処理
		↓ 時価の回復可能性に拘わらず一律処理		
	正常先	処理対象外		時価の回復可能性がない 又は不明の場合に処理
				↓ 時価の回復可能性に拘わらず一律処理

[BOX 2] 繰延税金資産の回収可能性に関する論点

(繰延税金資産とは)

有税の貸倒引当金の積み増しや有価証券の減損処理、及び時価会計導入に伴う評価差損発生等は、将来、税務上の損金として算入される時点では、税負担の軽減効果が見込まれる。税効果会計の下では、そうした法人税の実質的前払いを財務諸表に反映させるために、相当する額が繰延税金資産として資産計上される。

(繰延税金資産の資産性)

将来において、税負担軽減効果を楽しむ（繰延税金資産を回収）するには、相応の課税所得額が確保できていることが前提となり、その回収可能性を過去の業績に応じて判断する具体的な方法が、平成 11 年に日本公認会計士協会により実務指針¹⁰の形で明示されている（後掲の〈参考〉参照）。現在計上されている繰延税金資産は、この下で会計監査人の検証を経た正当な資産である。

近年、繰延税金資産の残高が大幅に増加する中で（最近の計上規模については、本文参照）これに自己資本比率規制上の Tier を押し上げる効果があることから、市場では、その資産性につき、財務の健全性の観点から問題視する向きもみられる。これは、そもそも繰延税金資産には有形資産と異なり直接的な換金性がないこと、及び繰延税金資産の回収可能性が将来の課税所得といった将来情報に大きく依存していることから、他の資産に比べ資産としての不確実性が大きいことに起因している面もあるものとみられる。

(留意点)

こうした状況下、最近の情勢に照らした留意点としては、繰延税金資産計上の対象となる有税での不良債権処理や有価証券評価差損が拡大する、ないし不良債権の最終処理促進等に伴い、将来見込まれる課税所得の実勢が下方修正を迫られる等の要因から、繰延税金資産が計上可能な上限に到達する事例等が増えていくようなことがないか、といった点が挙げられよう。

¹⁰ 監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」日本公認会計士協会（11/11 月）

[BOX 2 の < 参考 >]

将来の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性の判断指針

例示区分	将来年度の課税所得の見積額による繰延税金資産の回収可能性の判断指針
<p>期末における将来減算一時差異を十分に上回る課税所得を每期(当期を含めおおむね過去4年以上)計上している会社等</p>	<p>・原則として全額を計上することが可能 (<u>見積期間の期限無し</u>)。</p>
<p>業績は安定している(每期 <当期を含めおおむね過去4年以上>経常的な利益を計上している)が、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等</p>	<p>・一時差異等の<u>スケジュールリングの結果</u>に基づいている金額のみ計上できる (<u>見積期間の期限無し</u>)。</p>
<p>業績が不安定(過去の経常損益が大きく増減している等)であり、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等</p>	<p>・将来の合理的な見積可能期間 (<u>概ね5年</u>)内の課税所得の見積額を限度にスケジュールリングに基づく金額のみ計上できる。</p>
<p>期末において重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社等</p>	<p>・原則として、<u>翌期</u>に課税所得の発生が確実に見込まれる場合、<u>その範囲内で</u>スケジュールリングに基づく金額のみ計上できる。</p>
<p>・重要な税務上の欠損金等が<u>非経常的な特別の原因</u>(事業のリストラクチャリング、法令等の改正等)により発生したもので、これを除けば課税所得を每期計上している会社</p>	<p>(上記 に従う)</p>
<p>過去 (<u>概ね3年以上</u>) <u>連続</u>して重要な税務上の欠損金を計上しており、かつ、<u>当期も</u>重要な税務上の欠損金の計上が見込まれる会社等</p>	<p>・原則として、繰延税金資産は計上できない。</p>

[BOX 3] 不良債権処理を巡る政策対応等（13年度中）

	政府の主な施策 (発表日<法改正は施行日>)	関連する民間セクターの動き (発表日)<事例>
13 /4月	<u>緊急経済対策(4/6)</u> ・主要行の不良債権2~3年以内オフバランス化 ・私的整理ガイドライン取りまとめ等 ・DIP ファイナンス円滑化等 金融検査マニュアル改訂(6/28) ・デット・エクイティ・スワップ(DES)の銀行法5%ルール明確化 金融検査マニュアル改訂(6/19) ・整理回収機構(RCC)の不良債権買取業務3年間延長 金融再生法 ^(注1) の一部改正(6/27) ・債権売買に関する契約書・取引方法等の標準化等 ・サービサーの取扱債権範囲拡大 サービサー法 ^(注2) 改正(9/1)	
6月	<u>骨太の方針(6/21)^(注3)</u> ・不良債権の確実な処理と情報開示 ・不良債権処理状況の厳格な点検 ・不良債権比率、与信費用比率導入 ・私的整理ガイドライン早急取りまとめ ・RCCの信託兼営認可等 金融再生法の一部改正(1/11)	<u>私的整理ガイドライン研究会発足(6/7)</u> ガイドライン策定(9/19) ・対象企業の限定 ・対象企業の経営責任追及 ・債務超過解消・経常黒字化 3年目途
7月		日本ローン債権市場協会(JSLA)がローン債権の売買・組成に係る標準契約書を策定・公表(7/30、12/17)
9月	<u>改革工程表(9/21)</u> ・主要行に対する年1回の包括検査、半期毎のフォローアップ検査実施	
10月	<u>改革先行プログラム(10/26)</u> ・市場評価の著しい変化等の債務者に着目した特別検査導入 ・主要行に対し市場状況をタイムリーに反映した行内格付等を要請 ・主要行に対し四半期毎の経営情報開示を要請 ・RCCの不良債権の時価買取制度導入・不良債権処分方法の多様化 (企業再建手法の導入、新設する企業再建ファンドへの売却等) 金融再生法の一部改正(1/11)	
14 /1月		<u>全銀協が四半期情報開示の枠組み公表(1/22)</u> ・14年4-6月期より開示開始 ・金融再生法開示債権、自己資本比率、時価情報等を開示
2月	<u>早急に取り組むべきデフレ対策(2/27)</u> ・特別検査の厳正な実施等 ・不良債権処理の一層の促進 ・RCCによる積極的な不良債権買取り ・企業再建ファンドの設立の推進	<u>企業再建ファンドの設立</u> ・主要行や日本政策投資銀行、民間投資家等が出資。

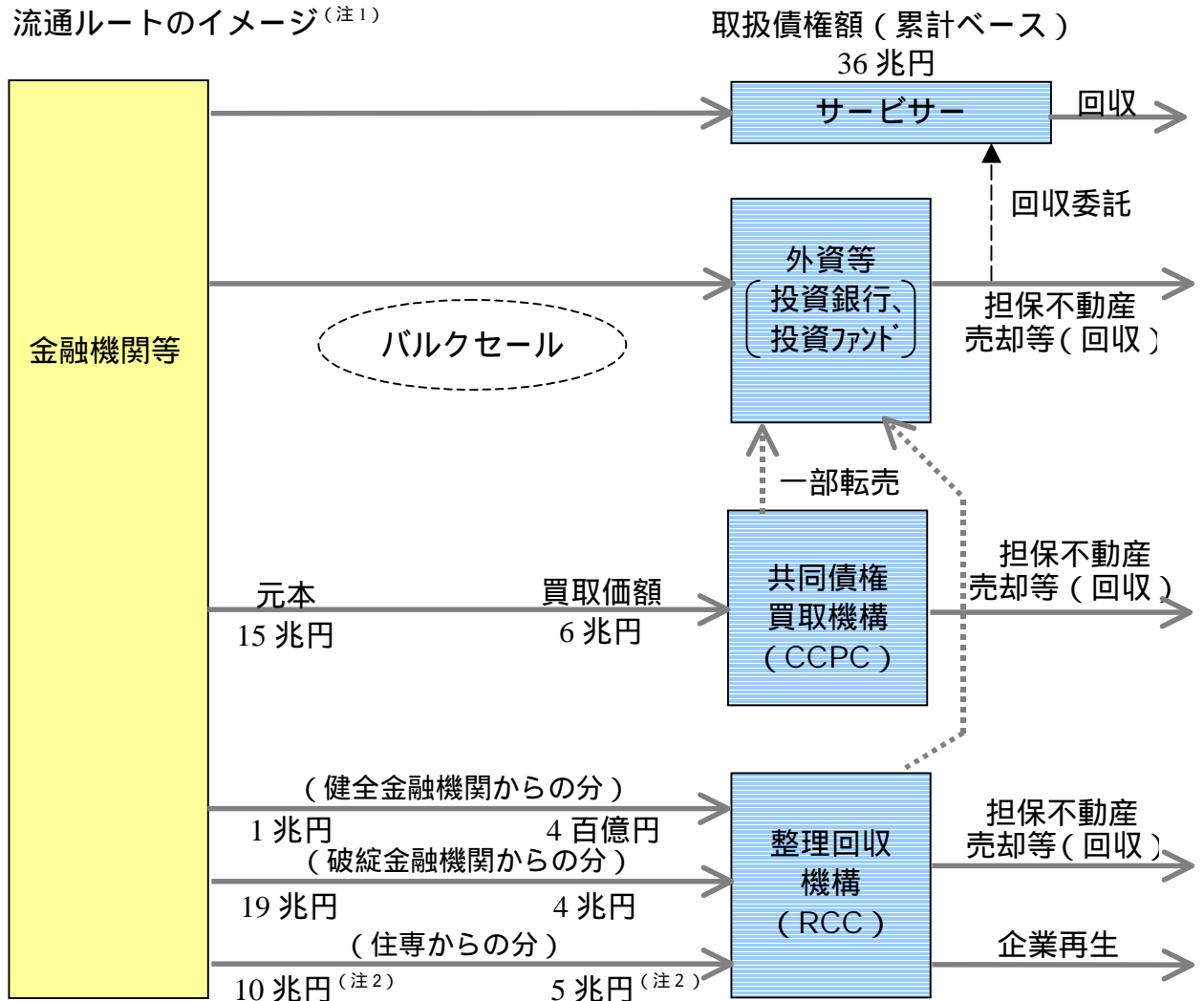
(注1)「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」

(注2)「債権管理回収業に関する特別措置法」

(注3)「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」

[BOX 4] 本邦不良債権流通市場の構造

流通ルートのイメージ^(注1)

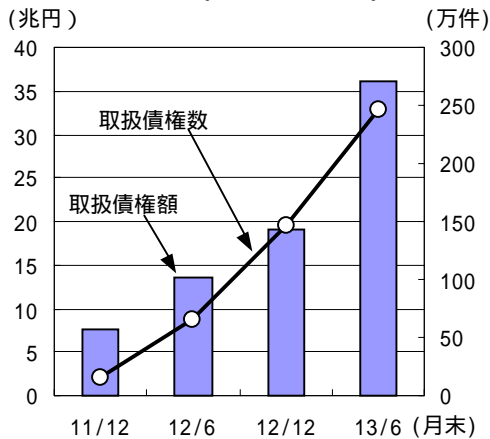


(注1) ルートによって債権額等の集計時点は異なる。

(注2) 旧住管機構から譲り受けた価額。

不良債権買取機関の取扱実績 (累計ベース)

・債権回収会社 (サービサー)



・共同債権買取機構 (CCPC)

